

令和8年度版 安城市障害福祉ガイドブック



～はじめに～

この冊子は、障害者手帳や手当などの他、各種の福祉制度について概要をまとめたものです。紙面の都合上、制度の説明を省略しているところもありますので、制度の詳細やご不明な点はそれぞれの問合せ先へ、また障害者施策全般については、市役所障害福祉課へお気軽にご相談ください。

～表紙の絵～

安城市の障害福祉施設に通う方が描いた絵です。安城市公式キャラクターの“サルビー”、デンプークの“風車”、特産品の“いちじく”、安城七夕まつり公式キャラクターの“キーぼー”がとても素敵に描かれています。

目 次

手帳

・身体障害者手帳	4
・療育手帳	5
・精神障害者保健福祉手帳	8

手当と年金等

・特別障害者手当（国制度）	10
・障害児福祉手当（国制度）	11
・特別児童扶養手当（国制度）-児童に障害があるとき-	12
・愛知県在宅重度障害者手当（愛知県制度）	13
・障害者扶助料（安城市制度）	14
・児童扶養手当（国制度）-児童の父又は母に障害があるとき-	14
・愛知県遺児手当（県制度）-児童の父又は母に障害があるとき-	15
・安城市遺児手当（安城市制度）-児童の父又は母に障害があるとき-	15
・障害基礎年金－国民年金	16
・特別障害給付金	16
・年金生活者支援給付金	17
・心身障害者扶養共済制度（全国共通制度）	17

医療

・自立支援医療	19
・精神障害者医療費の助成	21
・心身障害者医療費の助成	21

補装具・生活用具等

・補装具費支給	22
・日常生活用具給付	23
・軽度・中等度難聴児補聴器購入費用等助成	24

交通

・自動車運転免許取得費の助成	25
・自動車改造費の助成	25
・障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付	25
・あんくるバスの運賃無料乗車	27
・有料道路通行料の割引	27
・鉄道料金の割引（JRと私鉄各社）	28
・航空旅客運賃の割引	28
・タクシー料金の割引	28
・名鉄バス運賃の割引	29
・駐車禁止除外指定車標章	29

負担の軽減

・税の軽減	30
・NHK受信料の減免	32
・公共施設利用料等の減免	33
・身体障害者補助犬手数料の免除	34
・携帯電話料金の割引	34
・NTT番号案内料の免除（ふれあい案内）	34

情報支援・緊急対応

・手話通訳者の派遣	35
・要約筆記者の派遣	35
・声の広報	36
・福祉電話（電話訪問・電話機の貸与）	36
・緊急通報装置の貸与	36
・徘徊知的障害者（児）家族への支援	37
・災害時情報伝達手段「インターネットFAX（iFAX）」の利用	37
・NET119緊急通報システム	37
・電話リレーサービス	38
・避難行動要支援者支援制度	39

生活

・中途視覚障害者への生活訓練	41
・寝具の洗濯・乾燥	41
・鍵の預かり事業	41
・成年後見制度	42
・障害のある人を対象とした貸付	43
・車いすの貸出	44
・車いす移送車（サルビア号）の貸出	44
・訪問理容サービス	45
・青い鳥はがきの配付	45
・郵便等による不在者投票	46
・ヘルプマークの配布	46

住まい

・身体障害のある人の住宅リフォーム	47
・市・県営住宅の入居の優遇措置	47
・市・県営住宅の家賃の減免	47
・家具転倒防止器具取付事業	47
・住宅用火災警報器取付事業	48

子育て

・特別支援教育就学奨励費	49
・保育料軽減	49
・子ども発達支援センターあんステップ	50
発達相談支援室	
やまびこルーム	
サルビア学園（児童発達支援センター）	

文化・芸術・スポーツ

・障害者デイサービス（講座型）	52
・スポーツ大会の実施	52
・点字図書の貸し出し	52
・安城市図書館情報館（アンフォーレ）のサービス	53

障害福祉サービス等

・手続き	54
・利用に係る費用	54
・サービスの種類	55
・地域生活支援拠点等	56

相談・その他

・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者	57
・地域活動支援センター（陽なた）	59
・職業相談・職業訓練・就職支援	59
・障害者差別（合理的配慮）	59
・障害者虐待	60

資料

・障害者に関する主なマーク	61
---------------	----

手帳

身体障害者手帳

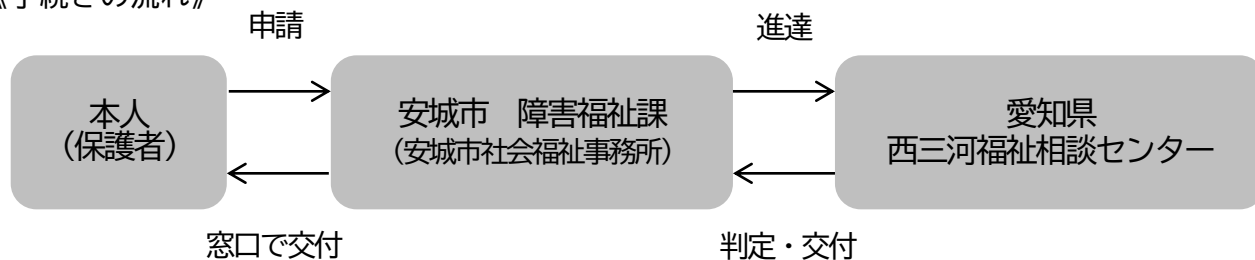
身体に障害のある人が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき交付されます。

身体障害者手帳は、医師の診断書を添えた申請に基づき、愛知県が判定を行い、安城市を通じて本人に交付されます。障害の程度により1～7級に分かれています。（※肢体不自由の7級だけでは手帳は交付されません）

- ① 視覚障害 1～6級
- ② 聴覚障害 2・3・4・6級
- ③ 平衡機能障害 3・5級
- ④ 音声機能・言語障害・そしゃく機能の障害 3・4級
- ⑤ 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～7級
- ⑥ 肢体不自由（体幹）1・2・3・5級
- ⑦ 内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害・ウイルス免疫機能障害・肝臓機能障害）1～4級

◆申請から交付までは1～2か月ほどかかり、次のような手順を経て交付されます。

《手続きの流れ》



1 新規申請・等級変更

市役所障害福祉課障害福祉係で申請手続きをしてください。

◆持ち物

- ・医師の診断書・意見書（手帳申請用）
※診断書（手帳申請用）を作成できる医師は、都道府県の指定を受けた医師のみです。また、診断できる障害は、その医師が専門とする障害部位に限られます。
- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

2 手帳の記載内容変更手続き

住所、氏名に変更が生じた場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「変更届」の手続きをしてください。

◆持ち物

- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）

3 手帳の返還の手続き

再判定の結果、非該当となったり、手帳を所持している人がお亡くなりになった場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「返還手続」をしてください。

◆持ち物

- ・身体障害者手帳（返還していただきます。）

4 手帳の再交付の手続き

手帳を紛失された場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「再交付」の手続きをしてください。
(1か月ほどかかります)

◆持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

5 診断書の作成依頼先

診断書（手帳申請用）を作成できる医師は、都道府県の指定を受けた医師のみです。また、診断できる障害は、その医師が専門とする障害部位に限られます。

安城市内で、診断書（手帳申請用）を作成できる医師が在籍する医療機関については、市役所障害福祉課までお尋ねください。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

療育手帳

知的障害のある人に交付されます。障害の程度によりA判定（重度）からC判定（軽度）があります。

18歳未満の療育手帳の申請

18歳未満の療育手帳の判定・交付は、刈谷児童相談センター（愛知県）が行います。

1 新規申請に必要なもの

(1) まず、刈谷児童相談センターにおいて判定（面接）を受けてください。

電話により判定日時を予約し、判定を受けてください。

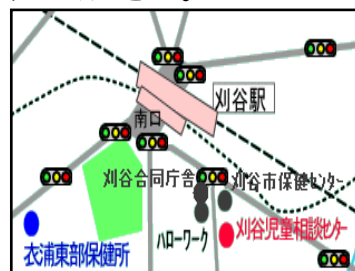
刈谷児童相談センター

所在地：刈谷市神田町1-3-4

電話：0566-22-7111

受付時間：午前8時45分～午後5時30分

（土日祝日は除きます。）

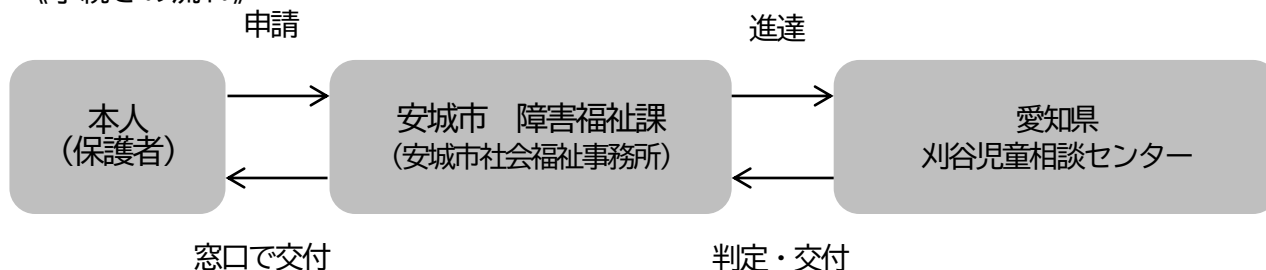


(2) 判定後、市役所障害福祉課障害福祉係で申請手続きをしてください。

◆持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

《手続きの流れ》



2 再判定申請に必要なもの

市役所障害福祉課障害福祉係で申請手続きをしてください。

◆持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

(1)刈谷児童相談センターにおいて判定（面接）の予約をしていただき、判定（面接）を受けてください。

(2)療育手帳が発行されましたら、市役所障害福祉課の窓口においてお渡しします

※療育手帳の次回判定年月の1～2か月前までに、再判定の手続きをしてください。

次回判定年月を過ぎると、手当の受給や医療費の助成が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

3 手帳の記載内容変更手続き

住所、氏名又は保護者が変更した場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「変更届」の手続きをしてください。

◆持ち物

- ・療育手帳

4 手帳の再交付の手続き

手帳を紛失された場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「再交付」の手続きをしてください。

(1か月ほどかかります)

◆持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

18歳以上の療育手帳の申請

児童期から知的発達の遅れがあり、生活上の支援が必要な人に交付されます。

そのため、18歳以上で初めて療育手帳を申請する場合は、18歳未満の頃から知的に遅れがあったということが客観的に証明できる書類の提出が必要になります。（詳細は、下記「1 新規申請に必要なもの」を参照）

18歳以上の療育手帳の判定・交付は、愛知県西三河福祉相談センター（障害者相談課）が行います。

1 新規申請に必要なもの

(1)18歳未満で知的に遅れがあったということが客観的に証明できる書類を準備してください。

- ・下記①～④のうちいずれかひとつをお持ちください。

なお、①の場合は、成績の内容により第三者の証言が必要になります。)

- ① 小学校・中学校が普通学級の場合…中学校2年・小学4年時の通知表又は成績証明書
- ② 小学校・中学校が特別支援学級の場合…特別支援学級の在籍証明書
- ③ 特別支援学校に在籍していた場合…在籍証明書又は卒業証明書
- ④ 通知表、成績証明書、在籍証明書、卒業証明書のいずれもない場合

※18歳より前から、知的に遅れがあったということを第三者（当時の学校の先生など）に証言してもらってください(原則2名以上)。

※様式は任意ですが、証言者の署名又は記名押印をお願いします。

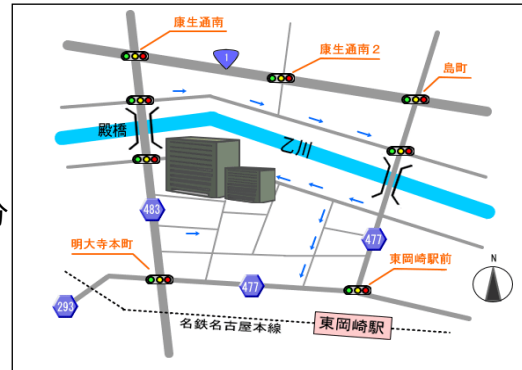
(2) 市役所障害福祉課障害福祉係で申請手続きをしてください。

◆持ち物

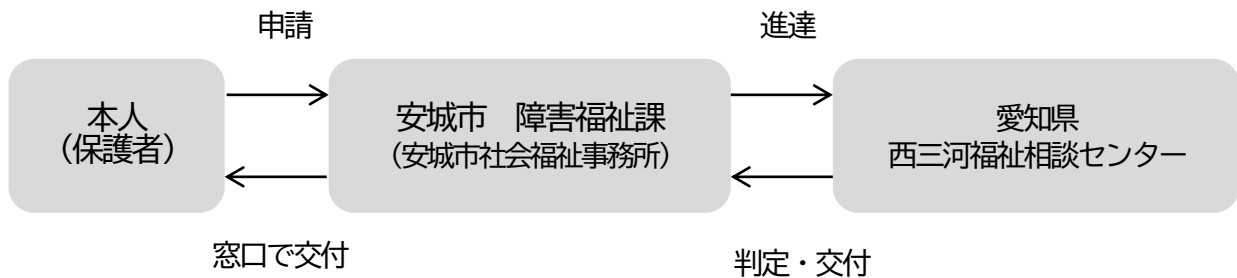
- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。
- ・(1)の客観的証明書

(3) 西三河福祉相談センターで事前に予約の上、面接（知能検査・生育歴の聴取）及び県の嘱託医による診察を受けてください。

西三河福祉相談センター（障害者相談課）
所在地：岡崎市明大寺本町一丁目4番地
愛知県西三河総合庁舎9階
電話：0564-27-2889
予約受付時間：午前8時45分～午後5時30分
（土日祝日は除きます。）



《手続きの流れ》



2 再判定申請に必要なもの

(1) 市役所障害福祉課障害福祉係で申請手続きをしてください。

◆持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの（本人分）
 - ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚
※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。
- (2) 18歳以降に西三河福祉相談センターで初めて再判定を受ける場合は面接が必要です。
- (3) 療育手帳が発行されましたら、市役所障害福祉課の窓口においてお渡しします
※療育手帳の次回判定年月の1～2か月前までに、再判定の手続きをしてください。次回判定年月を過ぎると、手当の受給や医療費の助成が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

3 手帳の記載内容変更手続き

住所、氏名又は保護者が変更した場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「変更届」の手続きをしてください。

◆持ち物

- ・療育手帳

4 手帳の再交付の手続き

手帳を紛失された場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「再交付」の手続きをしてください。
(1か月ほどかかります)

◆ 持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの(本人分)
- ・本人の顔写真(脱帽・無背景・撮影後1年未満)1枚
※サイズ: たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎1階) 38番 電話: 0566-71-2225

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。
障害の程度により1級(重度)から3級(軽度)があります。

1 新規・更新申請に必要なもの

市役所障害福祉課障害福祉係で申請手続きをしてください。手帳の申請(新規・更新)方法は、次の(1)又は(2)のいずれかです。

なお、(2)の障害年金証書による申請の場合は、精神障害を事由として障害年金の認定を受けている場合に限ります。

(1) 診断書による申請の場合(持ち物)

① 医師の診断書・意見書(手帳申請用)

※注1 医師の記載日から申請日までが、3か月以内のものに限ります。

※注2 主たる精神障害での初診日から医師の記載日までが、6か月以上経過しているものに限ります。

② 本人の顔写真(脱帽・無背景・撮影後1年未満)1枚(写真付き手帳の交付を希望する場合のみ)

※サイズ: たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

※写真の表示がないことで、受けられるサービスに違いがあります。

③ マイナンバーのわかるもの(本人分)

④ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳(更新の場合)

◆ 以下のものは、市役所国保年金課医療係での医療費助成申請の際に必要となりますので、併せてお持ちください。

⑤ 受給者及び被保険者の加入している保険情報が目視確認できる書類

⑥ 医療受給者証(お持ちの方のみ)

・自立支援医療(精神通院)受給者証(水色・A4サイズ)

・精神障害者医療受給者証(市助成制度)・・・黄緑色又は水色

(2) 障害年金証書による申請の場合(持ち物)

① 精神障害を事由とした障害年金証書(平成9年1月1日以降に発行されたもの)

② 直近の振込通知書(又は直近の振込日が記載されている通帳の写し)

③ 本人の顔写真(脱帽・無背景・撮影後1年未満)1枚(写真付き手帳の交付を希望する場合のみ)

※サイズ: たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

※写真の表示がないことで、受けられるサービスに違いがあります。

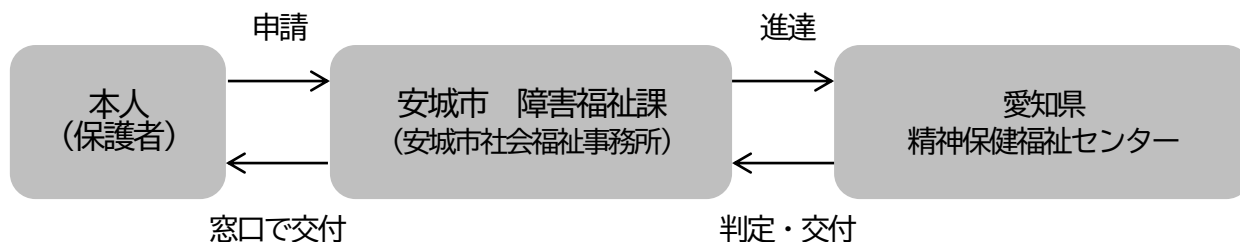
④ マイナンバーのわかるもの(本人分)

⑤ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳(更新の場合)

※①、②については、個人番号を利用した情報の把握を希望する場合は省略することができます。

- ◆以下のものは、国保年金課医療係での医療費助成申請の際に必要となりますので、併せてお持ちください。
- ⑥受給者及び被保険者の加入している保険情報が目視確認できる書類
 - ⑦医療受給者証（お持ちの方のみ）
 - ⑧自立支援医療申請用の診断書（原則2年に1度必要）については、市役所国保年金課医療係（71-2232）にお問合せください。

《手続きの流れ》



2 有効期間等

- (1) 手帳の交付には、申請から2～3か月ほどかかります。
- (2) 手帳の有効期間は、2年間です。
- (3) 更新の申請は有効期間終了の3か月前から手続きできます。
- (4) 万一、有効期限を過ぎてしまった場合であっても、期限後6か月以内であれば更新の申請ができます。
- (5) 新規の手帳交付手続きと、精神医療助成手続きは、同時申請ができる場合があります。

3 手帳の記載内容変更手続き

住所、氏名が変更した場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「変更届」の手続きをしてください。

◆持ち物

- ・精神障害者保健福祉手帳

4 手帳の再交付の手続き

手帳を紛失された場合は、市役所障害福祉課障害福祉係で「再交付」の手続きをしてください。

◆持ち物

- ・本人の顔写真（脱帽・無背景・撮影後1年未満）1枚（写真付き手帳の交付を希望する場合のみ）

※サイズ：たて4cm×よこ3cm ※ポラロイド写真、普通紙印刷写真は不可。

※写真の表示がないことで、受けられるサービスに違いがあります。

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

手当と年金等

特別障害者手当（国制度）

1 対象者

以下のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者

- (1) 身体障害 1～2 級程度の障害を重複して有する方
- (2) 身体障害 1～2 級程度の障害を有する方で、I Q20 以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方
- (3) 身体障害 1～2 級程度の障害を有する方、又は I Q20 以下の方、もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上有する方
- (4) 身体障害 1～2 級程度の障害を有する方、又は I Q20 以下の方、もしくはこれと同程度の障害病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

2 手当額（令和 8 年 4 月から）

手当の申請月の翌月から支給されます。年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）に分けて、前月分までを指定された口座に振り込みします。振込日は 10 日です。

なお、A 種と B 種には愛知県の加算手当があり上乗せ後の金額は、次のとおりです。

A 種 月額 37,300 円（身体障害者手帳 1・2 級の障害を有し、I Q35 以下の方）

B 種 月額 31,500 円（身体障害者手帳 1・2 級の障害を有する方又は I Q35 以下の方）

C 種 月額 30,450 円（A 種・B 種に該当しない方）

3 支給制限

- ・施設入所又は 3 か月を超える長期入院をされている方には支給できません。
※受給可能な施設もありますので、詳しくはお問合せください。
- ・本人又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは支給が停止されます。

4 手続きに必要なもの

- (1) 年金の加入や受給状況のわかるもの（下記より 2 点必要です。）
 - ・年金証書
 - ・前年 1 月から 12 月までの年金受給状況のわかる通帳（1 月～6 月中の申請の場合は前々年）
 - ・前年 1 月から 12 月までの年金振込通知書（1 月～6 月中の申請の場合は前々年）
- (2) 特別障害者手当認定診断書
 - ・指定用紙が市役所障害福祉課にありますので医師にお渡しください。（指定医でなくても可）
 - ・障害者手帳取得時に申請される場合は、省略できることがありますので、ご相談ください。
※診断書の内容によっては、認定できない場合があります。また、その場合も、診断書料はかかりますので、ご了承ください。
- (3) 所得証明書（4 月～6 月中の申請の場合は前年度、7 月～翌年 3 月中の申請は当年度）
 - ・1 月 2 日以降に安城市へ転入された方のみ。ご家族の所得証明書も必要です。
※マイナンバーを提示していただく場合は不要です。
- (4) 障害者手帳
- (5) 障害者本人名義の預金通帳
- (6) 在宅重度障害者手当資格喪失届（在宅重度障害者手当を受給中の方のみ）
- (7) マイナンバーのわかるもの（ご家族分も必要）

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎 1 階）38 番 電話：0566-71-2225

障害児福祉手当（国制度）

1 対象者

以下のいずれかに該当する 20 歳未満の障害者

- (1) 身体障害 1 級（2 級の一部を含む）程度の障害を有する方
- (2) I Q20 以下の方
- (3) 上記と同程度の障害又は病状を有する方で、常時介護が必要な方

2 手当額（令和 8 年 4 月から）

手当の申請月の翌月から支給されます。年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）に分けて、前月分までを指定された口座に振り込みします。振込日は 10 日です。

なお、A 種と B 種には愛知県の加算手当があり上乗せ後の金額は、次のとおりです。

A 種 月額 23,460 円（身体障害者手帳 1・2 級の障害を有し、I Q35 以下の方）

B 種 月額 17,710 円（身体障害者手帳 1・2 級の障害を有する方又は I Q35 以下の方）

C 種 月額 16,560 円（A 種・B 種に該当しない方）

3 支給制限

- ・障害児施設等への入所されている方には支給できません。
- ・障害を事由とした年金を受給している方には支給できません。
- ・本人又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは支給が停止されます。

4 手続きに必要なもの

(1) 障害児福祉手当認定診断書

- ・指定用紙が市役所障害福祉課にあります。（指定医でなくても可）
 - ・障害者手帳取得時に申請される場合は、省略できることがありますので、ご相談ください。
- ※診断書の内容によっては、認定できない場合があります。

また、その場合も、診断書料はかかりますので、ご了承ください。

(2) 所得証明書（4 月～6 月中の申請の場合は前年度、7 月～翌年 3 月中の申請は当年度）

- ・1 月 2 日以降に安城市へ転入された方のみ。ご家族の所得証明書も必要です。

※マイナンバーを提示していただく場合は不要です。

(3) 障害者手帳

(4) 障害児本人名義の預金通帳

(5) 在宅重度障害者手当資格喪失届（在宅重度障害者手当を受給中の方のみ）

(6) マイナンバーのわかるもの（ご家族分も必要）

5 所得状況届

毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日の間に提出していただきます。

該当者には通知しますが、提出されない場合、手当が受給できなくなります。

7 月分までの支払は前々年の所得、8 月分以降は前年の所得により支給可能かどうか決定されます。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎 1 階）38 番 電話：0566-71-2225

特別児童扶養手当（国制度）-児童に障害があるとき-

1 対象者

日本国内に住所があり、以下の要件に該当する 20 歳未満の身体、知的発達又は精神に障害のある児童を養育している方

児童の要件

- (1) IQ35 以下程度又は身体障害者手帳 1・2 級程度の人
 - (2) IQ50 以下程度又は身体障害者手帳 3 級（4 級の一部含む）程度の人
- ※認定診断書により判定します（手帳の写しにより申請できる場合もあります）。
※診断書の内容により、上記に相当すると認められた場合も手当を受給できる場合があります。
- ※ただし、次のような場合は手当の支給は受けられません。
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
 - ・児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

2 手当額（令和 8 年 4 月から）

手当の申請月の翌月から支給されます。毎年 3 回（4 月、8 月、11 月）に分けて、前月分まで（11 月は当月分まで）を指定された口座に振り込みします。振込日は 11 日です。

1 級 月額 58,450 円（身体障害者手帳 1・2 級又は療育 A 判定（I Q35 以下））

2 級 月額 38,930 円（身体障害 3 級又は 4 級の一部、療育手帳 B 判定（I Q50 以下））

※障害者手帳の等級と手当の等級は同じではありません。

3 所得制限

請求者本人（障害児の父母等）、配偶者、同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。（扶養義務者：生計を同一にする父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹）

4 手続きに必要なもの

- (1) 障害認定診断書（認定請求日から 3 か月以内に発行のもの）
 - ・指定用紙が市役所障害福祉課にあります。（指定医でなくても可）
 - ・省略できることがありますので、ご相談ください。
- (2) 所得証明書（4 月～6 月中の申請の場合は前年度、7 月～翌年 3 月中の申請は当年度）
 - ・1 月 2 日以降に安城市へ転入された方のみ。ご家族の所得証明書も必要です。
 - ※マイナンバーを提示していただく場合は不要です。
- (3) 請求者本人（障害児の父母等）と児童が記載されている戸籍謄（抄）本 1 通（認定請求日から 1 か月以内に発行のもの）
- (4) 世帯全員の住民票 1 通（認定請求日から 1 か月以内に発行のもの）
 - ・本籍、筆頭者、続柄等記載省略のないもの
 - ・世帯分離している場合には、その世帯の住民票も必要です。
 - ※住民票にマイナンバーの記載は省略していただきますようお願いいたします。
 - ※マイナンバーを提示していただく場合は不要です。
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳（窓口で写しをいただきます）
- (6) 請求者本人（対象児童ではありません）の預金通帳（窓口で写しをいただきます）
- (7) マイナンバーのわかるもの（ご家族分も必要）

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎 1 階）38 番 電話：0566-71-2225

愛知県在宅重度障害者手当（愛知県制度）

1 対象者

以下の（１）～（３）のすべてに該当する人

（１）下表の障害者手帳を所持している人

手当種別	手帳等級
１種	身体障害１～２級で、かつIQ35以下の人
２種	① 身体障害１～２級の人 ② IQ35以下の人 ③ 身体障害３級で、かつIQ50以下の人

※２種では、65歳以上で初めて障害者手帳を取得した人は対象者から除きます。

（２）在宅で生活をしている人

※施設入所者、介護保険利用の療養型入院者、病院又は診療所に継続して3か月を越えて入院している人は手当の対象者から除きます。ただし、有料老人ホームなど受給可能な施設もあります。詳しくはお問合せください。

（３）特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していない人

2 手当額

手当の申請した月の翌月分から支給開始となります。

毎年4月、8月、12月に指定された口座に振り込みます。

【１種】 月額 15,950円

【２種】 月額 6,950円

3 支給制限

所得制限額を超える場合は、手当が支給されません。

4 手続きに必要なもの

（１）身体障害者手帳又は療育手帳

（２）障害者本人名義の預金通帳

（３）市外からの転入者の場合は、前住所地の課税・所得証明書（本人・扶養義務者）

※4月～6月中の申請の場合は前年度、7月～翌年3月中の申請は当年度

5 その他

施設入所・療養型入院をする際及び3か月継続して入院した際は、必ず喪失届を提出してください。喪失届の提出がないと、手当の過払いとなり喪失日の翌月からの手当を返金していただくこととなります。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

障害者扶助料（安城市制度）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障害者に、市単独手当として安城市障害者扶助料を支給しています。ただし、65歳以上で新規に手帳を取得した人は除きます。

1 支給額

身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
1 級	月額 5,000 円	A 判定	月額 6,000 円	1 級	月額 6,000 円
2 級	月額 4,500 円	B 判定	月額 4,000 円	2 級	月額 4,000 円
3 級	月額 4,000 円	C 判定	月額 2,000 円	3 級	月額 2,000 円
4～6 級	月額 2,000 円				

・申請した月の翌月分から支給開始となります。

・9月末と3月末に月額をまとめて、指定された口座に振り込みます。

2 所得制限

障害者本人の所得が、条例で定める額を超える場合には、支給されません。

3 申請に必要なもの

(1) 申請書（安城市障害者扶助料支給申請書）

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(3) 障害者本人名義の預金通帳

(4) 市外からの転入の場合は、前住所地の所得証明書

※1月～2月中の申請の場合は前年度、3月中の申請の場合は次年度、4月～12月中の申請は当年度

※マイナンバーを提示していただく場合は不要です。

(5) マイナンバーのわかるもの

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

児童扶養手当（国制度）

-児童の父又は母に障害があるとき-

1 対象者

18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）及び20歳未満で中度以上の障害（身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B程度）を有し、かつ父又は母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級、障害年金1級程度）にある児童を監護又は養育している者

※詳しくはお問合せください。

2 手当額（令和8年4月から）

申請日の属する月の翌月分から支給されます。支払いは年6回、奇数月（1月・3月・5月・7月・9月・11月）の11日（なお、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合には、直前の金融機関営業日となります。）に前2か月分を請求者本人名義の口座に振り込みます。

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	48,050 円	48,040 円から 11,340 円
児童2人目以降の加算額（1人につき）	11,350 円	11,340 円から 5,680 円

3 所得制限

請求者本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。（扶養義務者：同居又は生計を同一にする直系血族及び兄弟姉妹）

※公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けている場合は、制限があります。

4 問合せ先

市役所 こども課 子育て支援係（本庁舎1階）4番 電話：0566-71-2229

愛知県遺児手当（県制度）

-児童の父又は母に障害があるとき-

1 対象者

18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）で、父又は母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級、障害年金1級程度）にある児童を監護又は養育している者

※公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けている場合は、対象となりません。 ※詳しくはお問合せください。

2 手当月額

申請日の属する月の当月分から支給されます。支払いは年6回、奇数月（1月・3月・5月・7月・9月・11月）の25日（なお、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合には、直前の金融機関営業日となります。）に前2か月分を請求者本人名義の口座に振り込みます。

支給開始から1～3年目：児童1人につき4,350円

4・5年目：児童1人につき2,175円

6年目以降：支給なし

3 所得制限

児童扶養手当（p.14-15）における所得制限と同様。

4 問合せ先

市役所 こども課 子育て支援係（本庁舎1階）4番 電話：0566-71-2229

安城市遺児手当（安城市制度）

-児童の父又は母に障害があるとき-

1 対象者

18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）で、父又は母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級、障害年金1級程度）にある児童を監護又は養育している者

※詳しくはお問合せください。

2 手当月額

申請日の属する月の翌月分から支給されます。支払いは年6回、奇数月（1月・3月・5月・7月・9月・11月）の25日（なお、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合には、直前の金融機関営業日となります。）に前2か月分を請求者本人名義の口座に振り込みます。

児童1人につき2,500円

3 所得制限

請求者本人の前年の所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。（児童が義務教育を修了している場合に限る。）

4 問合せ先

市役所 こども課 子育て支援係（本庁舎1階）4番 電話：0566-71-2229

障害基礎年金－国民年金

1 対象者

障害基礎年金は、下記のいずれかに該当する人が、障害等級1級又は2級の障害の状態になったときに支給されます。

- (1) 初診日において、国民年金に加入している人又は国民年金に加入したことのある60歳以上65歳未満の人で日本国内に住所のある人。ただし、加入期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間の合計が加入期間の3分の2以上であることが必要です。(初診日が令和18年3月31日以前にあるときは直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。)
- (2) 20歳になる前に初診日がある人。(所得が一定額以上の人は支給が停止になる場合があります。)

2 年金額 (令和8年4月分から)

新規裁定者 (昭和31年4月2日以後に生まれた方)

【1級】 1,059,125円+子の加算

【2級】 847,300円+子の加算

※1 子の加算⇒ 第1子・第2子：各243,800円、第3子以降：各81,300円

既裁定者 (昭和31年4月1日以前に生まれた方)

【1級】 1,056,125円+子の加算

【2級】 844,900円+子の加算

※2 子の加算⇒ 第1子・第2子：各243,800円、第3子以降：各81,300円

※1、2 子とは次の者に限る

・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

・20歳未満で障害等級1級又は2級の障害者

3 問合せ先

初診日に加入していた年金制度	障害基礎年金の請求受付先
国民年金第1号被保険者	市役所 国保年金課 年金係 (本庁舎1階) 10番 電話：0566-71-2231
国民年金第3号被保険者	刈谷年金事務所 電話：0566-21-2110、FAX：0566-21-8011
厚生年金保険被保険者	管轄年金事務所
共済組合加入者	各共済組合

特別障害給付金

1 対象者

国民年金制度の過渡期において、下記のいずれかに該当する人が、障害等級1級又は2級の状態になったときに支給されます。

- (1) 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金、共済組合の加入者の配偶者
- (2) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

※上記(1)又は(2)に該当し、当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の受給該当程度の障害状態にある方。なお、障害年金などを受給することができる方は対象になりません。

2 支給額 (令和8年度)

【障害年金1級相当に該当する方】 月額58,650円

【障害年金2級相当に該当する方】 月額46,920円

3 問合せ先

市役所 国保年金課 年金係 (本庁舎1階) 10番 電話：0566-71-2231

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。（令和元年10月1日から）

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、刈谷年金事務所が実施します。

1 対象者

◆老齢年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 65歳以上である。
- (2) 世帯全員の市民税が非課税となっている。
- (3) 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が以下のとおりである

○昭和31年4月2日以後生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
- ・補足的老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下

○昭和31年4月1日以前生まれの方

- ・老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下
- ・補足的老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得額が4,794,000円以下である。（扶養親族等の数に応じて増額します）

2 請求手続き

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が毎年9月上旬から順次送付されています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入して提出してください。

3 問合せ先

市役所 国保年金課 年金係（本庁舎1階）10番 電話：0566-71-2231

又は刈谷年金事務所 電話：0566-21-2110、『給付金専門ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

心身障害者扶養共済制度（全国共通制度）

障害者を扶養している保護者が任意に加入する制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金が支給されます。

1 対象者

次のいずれかに該当する人を扶養し、特別の疾病や障害を有しない65歳未満の人

- (1) 身体障害者手帳1～3級所持者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある人で、(1)又は(2)と同程度の障害のある人（脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

2 掛金（月額）

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

20年以上継続して加入し、保護者が4月1日現在で65歳に達した場合は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます

3 掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により掛金を減額します。

- (1) 生活保護法による被保護世帯である場合
- (2) 市町村民税非課税世帯である場合
- (3) 市町村民税均等割課税世帯である場合
- (4) 災害、疾病、失業等による著しい収入の減少があった場合
- (5) 加入者が2人以上の心身障害者について加入している場合

4 年金額

月額 20,000 円（1口あたり）

5 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持する手帳
- (2) 加入申込書及び障害者の住民票
- (3) 印鑑

※診断書が必要になる場合があります。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

医療

自立支援医療

■更生医療

身体機能の回復を図るために必要となる医療に対し公費を支給する制度です。

例：人工透析、心臓バイパス手術、関節形成術など

1 申請に必要なもの

- (1) 更生医療支給認定申請書
- (2) 指定医師の意見書
- (3) 身体障害者手帳
- (4) マイナ保険証、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれか（同じ健康保険の加入者全員分）
- (5) 特定疾病療養受療証（人工透析を実施している方他）
- (6) 収入等が確認できる資料（市民税非課税の方のみ）

2 自己負担額

原則医療費の1割負担

ただし、所得の低い方（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯）及び重度かつ継続の方（注1）については、月あたりの負担額に上限を設定してあります。

区分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯（本人収入≤80万9千円）	2,500円
市民税非課税世帯（本人収入>80万9千円）	5,000円
市民税額（所得割）<3万3千円	医療保険の限度額 重度かつ継続の方は5,000円
3万3千円≤市民税額（所得割）<23万5千円	医療保険の限度額 重度かつ継続の方は10,000円
市民税額（所得割額）≥23万5千円	対象外 重度かつ継続の方は20,000円

（注1）次のいずれかに該当する場合、「重度かつ継続」該当となります。

- ① 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ② 医療保険の高額療養費の多数回該当の方

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係（北庁舎1階）39番 電話：0566-71-2259

■育成医療

18歳未満のこどもで、生まれつき身体に障害がある、又は、生まれつきの障害や病気を放置すると、将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術等を行うことにより、治ゆ又は障害が軽減されると医師が判定したときにその治療費を公費で負担する制度です。

1 申請に必要なもの

- (1) 育成医療支給認定申請書
- (2) 指定医師の意見書
- (3) マイナ保険証、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれか（同じ健康保険の加入者全員分）

2 自己負担額

原則医療費の1割負担

ただし、所得の低い方（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯）及び重度かつ継続の方（注1）については、月あたりの負担額に上限を設定してあります。

区 分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯（本人収入≤80万9千円）	2,500円
市民税非課税世帯（本人収入>80万9千円）	5,000円
市民税額（所得割）<3万3千円	5,000円
3万3千円≤市民税額（所得割）<23万5千円	10,000円
市民税額（所得割額）≥23万5千円	対象外 重度かつ継続の方は20,000円

（注1）次のいずれかに該当する場合、「重度かつ継続」該当となります。

- ① 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ② 医療保険の高額療養費の多数回該当の方

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係（北庁舎1階）39番 電話：0566-71-2259

■自立支援医療（精神通院）

精神障害の診断を受け、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

1 申請に必要なもの

- (1) 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- (2) 医師の診断書（必要時追加意見書）※発行日から3か月以内のもの
- (3) 世帯の所得状況が分かる書類
- (4) 申請者本人のマイナ保険証、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれか（資格情報のお知らせの場合は同じ健康保険の加入者全員分）
- (5) マイナンバーがわかるもの（世帯全員）
- (6) 手当、年金の受給状況がわかる書類（市民税非課税者で非課税収入がある方）

2 自己負担額

原則医療費の1割負担

ただし、所得の低い方（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯）及び重度かつ継続の方（注1）については、月あたりの負担額に上限を設定してあります。

区 分	負担上限月額	所得区分
生活保護世帯	0円	生保
市民税非課税世帯（本人収入≤80万9千円）	2,500円	低所得1
市民税非課税世帯（本人収入>80万9千円）	5,000円	低所得2
市民税額（所得割）<3万3千円	5,000円	中間所得1
3万3千円≤市民税額（所得割）<23万5千円	10,000円	中間所得2
市民税額（所得割額）≥23万5千円（注2）	20,000円	一定以上（令和9年3月31日まで）

（注1）次のいずれかに該当する場合、「重度かつ継続」該当となります。

- ① 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害
※診断書記載の「主たる精神障害」ICD-10コードが「F00」～「F39」、「G40」
- ② 障害が①に該当しない場合（ICD-10コードが「F40」～「F99」）であって、精神医療に3年以上の経験を有する医師が、集中的・継続的な通院医療を要すると判断した方
- ③ 医療保険の高額療養費の多数該当の方（受診者の属する医療保険の世帯が申請前の12か月間に3回以上の支給を受けた場合）

(注2) 市民税(所得割)23万5千円以上の世帯の方(所得区分「一定以上」)については、法律上は、自立支援医療費(精神通院医療)制度の対象となっておりませんが、国の「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」に基づく経過措置により、令和9年3月31日までの間は、特例として「重度かつ継続」に該当する場合に限って当該制度の対象とされ、かつ、自己負担上限額が設定されています(いわゆる「経過的特例」)。

3 問合せ先

市役所 国保年金課 医療係(本庁舎1階)8番 電話:0566-71-2232

精神障害者医療費の助成

精神に障害をお持ちの方の健康保持のため、医療費を助成することにより福祉の向上に寄与することを目的としています。

1 対象者と助成の範囲・期間

◆精神障害の診断を受け、精神科に入院している人

【助成の範囲】保険診療分の医療費自己負担額の半額

【助成の期間】診断書に記載された入院日から退院するまで
(申請が翌月以降の場合は、申請月の1日から)

◆精神障害の診断を受け、精神科に通院している人

【助成の範囲】自立支援医療(精神通院)の医療費自己負担額の全額

【助成の期間】自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間と同じ
(申請が翌月以降の場合は、申請月の1日から)

◆精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

【助成の範囲】入院・通院ともに保険診療分の自己負担額の全額

【助成の期間】手帳の指定期間と同じ(申請が翌月以降の場合は、申請月の1日から)

2 所得制限

なし

3 問合せ先

市役所 国保年金課 医療係(本庁舎1階)8番 電話:0566-71-2232

心身障害者医療費の助成

心身に障害をお持ちの方の健康保持のため、医療費を助成することにより福祉の増進を図ることを目的としています。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1~3級の人
- (2) 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害の人
- (3) 身体障害者手帳4級~6級の進行性筋萎縮症の人
- (4) 知的障害が認められIQ50以下で療育手帳A又はB判定の人
- (5) 自閉症状群と診断された人

2 助成の範囲

入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額

3 所得制限

なし

4 問合せ先

市役所 国保年金課 医療係(本庁舎1階)8番 電話:0566-71-2232

補装具・生活用具等

補装具費支給

1 内容

「補装具」は、障害によって低下又は失われた身体機能を補うためのものです。本事業では、補装具を購入・修理する際に事前申請をいただくことで、原則、費用の9割を支給します。お持ちの身体障害者手帳の内容や等級により、申請できる補装具が決まっています。

2 対象者

身体障害者手帳をお持ちの人

※ただし、18歳以上の方は、本人又は配偶者の市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、支給対象外となります。

3 申請に必要なもの

- (1) 申請書(窓口にあります)
- (2) 医師意見書(様式は窓口にあります)
- (3) 見積書
- (4) 身体障害者手帳
- (5) マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードや通知カードなど)及び身元の確認書類(運転免許証、旅券など)
- (6) その他(補装具の種類によって必要書類が異なります)

※交付・修理の決定を受ける前に購入・修理を行った場合は、補助対象となりませんので注意してください。

4 対象となる用具

介護保険対象となる人は、補装具の種類によって介護保険制度での利用が優先となります。

区分	種別
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器、人工内耳(人工内耳音声信号処理装置の修理に限る)
心臓・呼吸機能障害	車いす、電動車いす
肢体不自由者	義肢(義手、義足)、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(一本つえを除く)、座位保持いす(児童のみ)、起立保持具(児童のみ)、頭部保持具(児童のみ)、排便補助具(児童のみ)
その他(※)	重度障害者用意思伝達装置
難病患者	難病により障害と同程度の症状にある場合、上記の全用具が対象

※両上下肢機能全廃及び言語機能喪失した者で、コミュニケーション手段として必要であると認められる者

5 費用負担

- ◆原則、見積額の1割が自己負担分となります。
(ただし、購入する補装具や修理部品ごとに設定されている基準額を超えた額は、自費負担となります。)
- ◆市民税非課税世帯、生活保護世帯の場合は、自己負担がありません。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係(北庁舎1階)39番 電話:0566-71-2259

日常生活用具給付

1 内容

「日常生活用具」は、障害のある人が家庭で生活を営むうえでの不便を解消し、自らの力で生活することを容易にするためのものです。本事業では、日常生活用具を購入する際に事前申請をいただくことで、原則、費用の9割を市が負担し、用具が給付されます。お持ちの障害者手帳の内容や等級により、申請できる用具が決まっています。

2 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

※ただし、18歳以上の方は、本人又は配偶者の市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、支給対象外となります。

3 申請に必要なもの

- (1) 申請書(窓口にあります)
- (2) 見積書
- (3) カタログの写し
- (4) 障害者手帳
- (5) 医師意見書(特定の場合に必要になります。)

※給付の決定を受ける前に用具を購入した場合は、補助対象となりませんので注意してください。

4 費用負担

◆原則、見積額の1割が自己負担分となります。

(ただし、購入する用具ごとに設定されている基準額を超えた額は、自費負担となります。)

◆市民税非課税世帯、生活保護世帯の場合は、自己負担がありません。

5 対象となる用具

介護保険対象となる人は、用具の種類によって介護保険制度での利用が優先となります。

分類	主な品目
介護訓練支援用具	特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト等
自立支援用具	入浴補助用具、歩行補助杖、歩行支援用具(手すり、スロープ等)、特殊便器、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、人工呼吸器用バッテリー、外部またはポータブル電源、発電機、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具(専用ソフト等)、点字ディスプレイ、点字器、点字図書、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、人工内耳スピーチプロセッサ等
住宅改修	居宅生活動作補助用具(住宅改修) ※詳細は「住まい」の住宅リフォームのページにあります。
排泄管理支援用具	収尿器、紙おむつ等、ストーマ用装具

※詳しくは、「日常生活用具の給付のごあんない」をご覧ください(障害福祉課窓口で配布しています)。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係(北庁舎1階) 39番 電話:0566-71-2259

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用等助成

1 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し補聴器購入及び修理に係る費用の一部を助成することにより、当該難聴児の言語習得、学力向上、社会性の向上等を図ります。

2 対象児童

次のいずれにも該当する児童

- (1) 安城市在住の 18 歳以下の児童（18 歳に達した日の属する年度の末日までの者）
- (2) 身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用が必要と医師に診断されている児童

3 対象となる補聴器

補装具に準ずる（FM 型は除く）。

4 助成金額

補装具の算定基準の 3 分の 2 の額

ただし、補聴器 1 個の場合は 37,000 円、2 個の場合は 74,000 円が上限になります。

5 申請に必要なもの

①申請書 ②医師の意見書 ③見積書（安城市と契約している業者で発行してもらいます）

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係（北庁舎 1 階）39 番 電話：0566-71-2259

交 通

自動車運転免許取得費の助成

1 内容

障害者本人が就労、通院、通学等のため免許を取得しようとする場合、免許取得に要した費用の一部を助成します。(1件につき10万円限度)

2 対象者・手続き

身体障害者手帳、療育手帳、及び精神障害者保健福祉手帳所持者

※免許取得後6か月以内に、かかった経費のわかる書類、障害者手帳、運転免許証、申請者本人名義の預金通帳を持ってお越しください。

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係(北庁舎1階)39番 電話:0566-71-2259

自動車改造費の助成

1 内容

身体障害者本人が就労・通院・通学などのため自動車を改造することが必要となった場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。(1件につき10万円限度)

2 対象者・手続き

身体障害者手帳所持者(運転免許証に運転の条件が記載されている方)

※事前協議が必要となります。見積書、身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写し、改造箇所が分かる書類を持ってお越しください。

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係(北庁舎1階)39番 電話:0566-71-2259

障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付

1 交付対象者

以下の(1)及び(2)に該当する人が対象となります

(1)下表の障害者手帳を所持している人

手帳種別	等級
身体障害者手帳	1・2・3級
療育手帳	A・B判定
精神障害者保健福祉手帳	1・2級

(2)安城市高齢者タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人

2 交付枚数(年度末までの残り月数×3枚)

交付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3

原則として、お一人様につき年間1冊の交付となります。

なお、週2回以上かつ2か月以上継続した通院が必要な人については、医師が証明した通院報

告書（用紙は窓口にあります。）を提出していただくことにより、年間1冊に限り追加で交付します。ただし、その追加分の交付枚数は、追加交付を申請した月に応じて上表に定める枚数となります。

3 交付方法

障害者手帳をお持ちの上、市役所障害福祉課までお越しください。

4 利用方法

「利用対象タクシー事業者一覧」に記載したタクシーに乗車する場合に、利用券と障害者手帳を乗務員に提示してください。下表の金額を上限に市が助成します。利用券は目的地までの乗車1回につき、1枚のみ利用できます。障害者手帳が提示されない場合は本人確認できないため、利用できません。

5 助成額

タクシー種別	車種	助成額の上限額	助成対象は運賃のみです。迎え料金、器具レンタル料、介助料等は利用者の自己負担となります。運賃が上限額より低い金額の場合、助成額は運賃が上限となります。
一般タクシー	普通車	630円	
車いす・ストレッチャー 乗車専用タクシー	普通車	3,130円	
	大型車 特定大型車	3,930円	

6 タクシー種別

タクシー種別には、『一般』及び『車いす・ストレッチャー乗車専用』があります。『車いす・ストレッチャー乗車専用』車両は、利用者が車いすやストレッチャーに乗ったまま乗車できる装置を備えた車両です。

※利用券は記載された種別のタクシー乗車時のみ利用できます。異なる種別のタクシーに乗車の場合、利用できません。また年度途中で本人の状況が変わったことにより、利用したいタクシー種別を変更したい場合は、市役所障害福祉課までお尋ねください。

7 利用対象タクシー事業者一覧（50音順） R8.4.1現在

◆一般タクシー

愛知みどり交通(株)、(株)エクスプレス・サービス、介護タクシーカルカル、刈谷交通(株)、さくらタクシー、さわやか介護タクシー、大興タクシー(株)、豊栄交通(株)、名鉄知多タクシー(株)、名鉄東部交通(株)

◆車いす・ストレッチャー乗車専用タクシー

あらかわさん家の福祉タクシー、安城福祉タクシー、岡崎介護タクシーいきいき、おでかけサポート聖、おはようさん介護タクシー、介護タクシーアイナケアサポート、介護タクシーあゆみ、介護タクシーえん、介護タクシーおとうさん、介護タクシーカルカル、介護タクシーさくら、(同)介護タクシースマイル、介護タクシーのんのん、介護タクシーひだか、介護タクシー福車屋、介護タクシー豊心、介護タクシー豊心～信～、刈谷交通(株)、こうしん介護タクシー、合同会社G-K Power、さわやか介護タクシー、(株)シルバーネット、ニコニコ介護タクシー、大興タクシー(株)、テイクケア安城、福祉タクシー添える、福祉タクシー田丸屋、福祉タクシーぽーさん、福祉タクシーホッと、ベル介護・福祉タクシー、(株)みかわケア介護福祉タクシー、リフト付介護タクシー福祉の足

8 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

あんくるバスの運賃無料乗車

1 内容

安城市民で障害者手帳をお持ちの方があんくるバスを利用する際、乗車運賃を無料にします。

2 対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、75歳未満の安城市民及びその介助者（1名に限る。）

3 ご利用上の注意

- ◆あんくるバス以外の路線バス（名鉄バス）は、運賃無料の対象とはなりません。
- ◆あらかじめ障害者手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」に貼られたシール（無料乗車証）を、あんくるバス降車時に乗務員に提示してください。
- ◆シール（無料乗車証）が貼られた障害者手帳又はシール（無料乗車証）と障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示しない場合、運賃は無料となりません。
※障害者手帳アプリ「ミライロID」の詳細については、株式会社ミライロのホームページをご覧ください。
- ◆介助者（1名に限る。）については、降車時に乗務員に申し出ることにより無料となります。

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

有料道路通行料の割引

1 サービス内容

障害者の方が通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を通行される場合、料金が半額になる制度です。

2 割引対象となる登録可能な自動車

ETCレーンを利用する場合は、登録した自動車1台のみ。一般レーン又は混在レーンを利用する場合は、自動車特定なしの申請が可能。※法人名義の自動車や事業の手段として自動車を利用する場合は登録できません。

3 利用対象者

（1）本人が運転する場合

全ての身体障害者手帳所持者

（2）本人以外が運転する場合

身体障害者手帳又は療育手帳のうち、第1種の記載がある手帳所持者

※事前に申請書を提出し、審査を受ける必要があります。該当すれば、障害者手帳に自動車登録番号や割引有効期限が記載されます。

※有効期限の2か月前から更新の手続きが可能ですので期限が近づいた方は更新の手続きをしてください。くれぐれも有効期限を忘れないよう随時手帳でご確認ください。

4 手続き

手続きに必要なものは以下のとおりです。なお、自動車を登録する場合に限り、以下のQRコードからオンライン申請することも可能です。

◆ 自動車を登録しない場合

（1）障害者手帳

◆ 自動車を登録する場合

（1）障害者手帳

（2）自動車検査証（自動車検査証記録事項が別に必要になる場合があります）

（3）運転免許証

（4）ETCカード

※障害者本人の名義のものに限る。ただし、障害者が未成年の場合は親権者のものも可。）

（5）ETCセットアップ証明書



5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225
NEXCO 有料道路 ETC 割引登録係 電話：045-477-1233（受付時間：平日9時～17時）

鉄道料金の割引（JRと私鉄各社）

障害者本人と介護者が鉄道を利用する場合で、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きで、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）などを提示することにより、料金の5割の割引を受けることができる制度です。

1 利用対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きで、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）所持者及びその介護者

2 問合せ先

各公共交通機関の乗車券購入時に障害者手帳の提示が必要です。
◆詳しくは、各公共交通機関の窓口へお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が定期航空航路の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。

1 利用対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者
ただし、障害者手帳所持者が幼児（3歳未満）で座席を利用しない場合は、介護者は割引対象外です。

2 問合せ先

◆乗車券購入時に障害者手帳の提示が必要です。
◆詳しくは、各航空会社へお問合せください。

タクシー料金の割引

障害者手帳所持者がタクシーを利用する場合に料金が1割引になることがあります。

1 利用対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

2 利用方法

料金支払い時に障害者手帳を提示してください。

3 問合せ先

各タクシー会社

名鉄バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が一般路線バスを利用する場合に、運賃が割引されます。

1 利用対象者

区分	対象者	種類	割引率
第1種障害者	本人及び介護者1名	普通乗車券・回数乗車券	5割
		定期乗車券 ※1	3割
第2種障害者	本人	普通乗車券・回数乗車券	5割
		定期乗車券 ※1	3割
精神障害者保健福祉手帳1・2級	本人及び介護者1名	普通乗車券・回数乗車券	5割
		定期乗車券 ※1	3割
精神障害者保健福祉手帳3級	本人	普通乗車券・回数乗車券	5割
		定期乗車券 ※1	3割

※1 12歳以上の方（小学校在学中を除く）のみです。

2 利用方法

- ◆運賃を支払う前に障害者手帳の提示が必要です。
- ◆詳しくは、名鉄バス株式会社 お客様センター（電話：052-582-5151）へお問合せください。

駐車禁止除外指定車標章

1 内容

障害者本人が、許可証の交付を受けた自動車を利用する場合は、駐車禁止（法定禁止場所を除く）の標識の立っている場所であっても駐車することができる制度です。

2 利用対象者

視覚（1～3級、4級の1）・聴覚（2級又は3級）・平衡（3級）・上肢（1級、2級の1又は2級の2）・下肢（1～4級）・体幹（1～3級）・脳原性上肢（1級又は2級）（一上肢のみに運動機能障害がある場合は除く）・脳原性移動（1級又は2級）・心臓（1級又は3級）・じん臓（1級又は3級）・呼吸器（1級又は3級）・ぼうこう又は直腸（1級又は3級）・小腸（1級又は3級）・免疫（1～3級）・肝臓（1～3級）・療育手帳（A判定）・精神障害者保健福祉手帳（1級）の方

【新規申請において指定医の意見書又は診断書が必要な障害区分】

視覚（4級の2）・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動（3級又は4級）・心臓（4級）・呼吸器（4級）・免疫（4級）・下肢5級に該当する障害を2以上有している（下肢5級以外の障害との重複は対象外）方

3 問合せ先

最寄りの警察署交通課 ◆事前に、許可証の交付申請が必要です。

負担の軽減

税の軽減

■市民税・県民税・森林環境税

本人や扶養家族が障害者である場合に、障害者控除又は特別障害者控除が受けられます。扶養家族が重度の障害者であり、本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にする他の親族と常に同居をしている場合は、同居特別障害者控除が受けられます。また、本人が障害者である場合は、前年の合計所得金額により市民税・県民税・森林環境税が非課税となる場合があります。
→詳しくは、市役所 市民税課 市民税係（北庁舎2階）50番 電話：0566-71-2214 へ

■所得税

本人や扶養家族が障害者である場合に、障害者控除又は特別障害者控除が受けられます。扶養家族が重度の障害者であり、本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にする他の親族と常に同居をしている場合は、同居特別障害者控除が受けられます。
→詳しくは、刈谷税務署 電話：0566-21-6211 へ

■固定資産税・都市計画税

障害者が含まれる世帯の、所有する固定資産に課される固定資産税・都市計画税の減免がされます（申請日以降の納期の納付税額を全額減免）。

【対象者・条件】

毎年度申請が必要です。

① 障害者が含まれる世帯

- ・心身障害者医療費受給資格を有する者
- ・精神障害者医療費受給資格を有する者

② 居住用固定資産（土地 200㎡以下、住宅延床面積 120㎡以下）のみを所有していること

③ 世帯員全員の合計所得が別途定められた額を超えないこと

→詳しくは、市役所 資産税課土地係（北庁舎2階）58番 電話：0566-71-2256 へ

■個人事業税

重度の視覚障害者が行うあんま・はり等医業に類する事業は非課税となります。

→詳しくは、西三河県税事務所 電話：0564-27-2712 へ

■相続税

相続人が障害者である場合に障害者控除を受けられます。

→詳しくは、刈谷税務署 電話：0566-21-6211 へ

■非課税貯蓄制度（マル優制度）、福祉定期預金

◆非課税貯蓄制度（マル優制度）

本人が障害者である場合に利子等の非課税制度が適用されます。

◆福祉定期預金

障害基礎年金などの受給者を対象に、預貯金利率が通常よりも優遇されます。

→詳しくは、各金融機関窓口へ

■医療費助成者に対する国民健康保険税の減免

安城市心身障害者医療費助成の受給者、安城市精神障害者医療費助成の受給者等にかかる世帯の国民健康保険税の一部を減免します（当該理由の発生した日以後に到来する納期限に係る納付額のうち所得割額の10分の2に相当する額）。

【対象者・条件】

世帯主及び当該世帯に属する被保険者の当該年の前年の特例適用前総所得金額等が150万円以下

→詳しくは、市役所 国保年金課国保係（本庁舎1階）9番 電話：0566-71-2230へ

■軽自動車税の減免

1 内容

一定の要件に該当する障害者手帳所持者の所有している軽自動車について、毎年課税される軽自動車税が減免される制度です。

軽自動車は、障害者本人名義（知的障害者、精神障害者及び18歳未満の身体障害者については、生計が同一の人を含む）のもので、一人につき1台（自家用車に限る）

2 対象者

障 害 の 区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲		
		障害者等自身が運転する場合	障害者等と生計を一にする者又は障害者等を常時介護する者が運転する場合	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級まで	1級から4級まで	
	聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出の音声機能障害がある場合）	-	
	上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	
	下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級まで	
	体幹不自由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能	1級から6級まで	1級から3級まで
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級及び3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級まで	1級から3級まで	
肝臓の機能障害	1級から4級まで	1級から3級まで		
療育手帳	A	A		
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級		

3 問合せ先

市役所 市民税課 軽自動車税係（北庁舎2階）51番 電話：0566-71-2213

※事前に、申請が必要です。

■自動車税の減免

1 内容

一定の要件に該当する障害者手帳所持者の所有している自動車について、毎年課税される自動車税が減免される制度です。

2 問合せ先

西三河県税事務所 電話：0564-27-2712

※事前に、申請が必要です。

NHK受信料の減免

1 内容

世帯主が身体障害者などの場合にNHKへ申請すれば、受信料が免除される制度です。

2 利用対象者

◆ 障害者手帳所持者のいる市民税非課税世帯 → 全額免除

◆ 世帯主で受信契約者が身体1・2級、視覚・聴覚障害者、療育A判定、精神1級の場合
→ 半額免除

3 手続き

- (1) 市役所障害福祉課障害福祉係で免除申請書に必要事項を記入して提出し、免除事由の証明(確認)を受けます。
- (2) 証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)します。
- (3) NHKから免除事由を確認のうえ、折り返し「免除受理通知書」が届きます。

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎1階)38番 電話：0566-71-2225

NHK名古屋放送局 視聴者リレーションセンター 電話：052-952-7268 FAX：052-952-7067

公共施設利用料等の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者が、当該手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示して利用するとき、利用料等の減免が受けられます。

施設名	対象料金等	減免程度
へきしんギャラクシープラザ（文化センター）	プラネタリウム観覧料	無料
歴史博物館	常設展観覧料	半額
丈山苑	入苑料	半額
デンパーク	入園料	半額
マーメイドパレス	プール・トレーニングルーム利用料	半額
スポーツセンター	プール・トレーニングルーム利用料	半額
堀内公園	遊具利用料	半額

○障害者手帳アプリ「ミライロID」とは・・・

障害者手帳に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つ株式会社ミライロが提供するアプリです。

駅や公共施設等の協力施設において、「ミライロID」を提示すると、障害者手帳を提示して購入するのと同じ割引を受けることができます。

○障害者割引に関する注意事項

- ・マイナポータルとの連携が完了したミライロIDに限り使用できます。
- ・スマートフォンの電池切れ、故障等の場合は、障害者手帳の提示が必要です。

アプリの使い方は
(株)ミライロホームページをご覧ください




ミライロID



身体障害者補助犬手数料の免除

1 内容

身体障害者補助犬法における補助犬は、狂犬病予防法に係る犬の登録手数料と狂犬病予防注射済票交付手数料を免除（全額免除）

2 対象者

以下のいずれにも該当する場合

- ・身体障害者手帳の所持（飼い主）
- ・国家公安委員会指定法人等が発行した証明書所持（犬）

3 問合せ先

市役所 環境都市推進課 環境衛生係（北庁舎2階）53番 電話：0566-71-2206

携帯電話料金の割引

1 内容

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者は、携帯電話の基本料金などが割引になることがあります。

2 問合せ先

各携帯電話会社の取扱店舗

NTT番号案内料の免除（ふれあい案内）

1 内容

電話帳により電話番号を探すことが困難な方の電話番号案内料金が無料になります。

2 対象者

◆身体障害者手帳所持者

- ・視覚障害1級から6級までの方
- ・聴覚障害2級から6級までの方
- ・肢体不自由（上肢、体幹）1級又は2級の方
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害3級又は4級の方

◆療育手帳所持者

◆精神障害者保健手帳所持者

3 問合せ先

西日本電信電話株式会社（NTT西日本） 電話：(0120) 104-174 FAX：(0120) 104-134

情報支援・緊急対応

手話通訳者の派遣

1 内容

医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣します。

2 対象者

- (1) 聴覚障害者
- (2) 障害者の支援を目的とするボランティア団体、町内会、子ども会、PTA、その他市が適当と認める団体(営利事業者を除く。)

3 費用負担

無料

4 手続き

原則派遣希望日の7日前までに、申請書の提出が必要です。

窓口、郵送、FAX、あいち電子申請・届出システムにて申請が必要です。

※閉庁期間内は翌営業日に派遣依頼の受付がされます。

【あいち電子申請・届出システム「安城市手話通訳・要約筆記者派遣申請書」】

※右のQRコードからも申請画面に移動できます。



5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎1階) 38番

電話：0566-71-2225 FAX：0566-74-6789 メール shofuku@city.anjo.lg.jp

要約筆記者の派遣

1 内容

日常援助や行事・交流を円滑にするため要約筆記者を派遣します。

2 対象者

- (1) 聴覚障害者
- (2) 障害者の支援を目的とするボランティア団体、町内会、子ども会、PTA、その他市が適当と認める団体(営利事業者を除く。)

3 費用負担

無料

4 手続き

原則派遣希望日の7日前までに、申請書の提出が必要です。

窓口、郵送、FAX、あいち電子申請・届出システムにて申請が必要です。

※閉庁期間内は翌営業日に派遣依頼の受付がされます。

【あいち電子申請・届出システム「安城市手話通訳・要約筆記者派遣申請書」】

※右のQRコードからも申請画面に移動できます。



5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎1階) 38番

電話：0566-71-2225 FAX：0566-74-6789 メール shofuku@city.anjo.lg.jp

声の広報

1 内容

広報あんじょうを CD に録音し、各号ごとに視覚障害者の家へ送付します。
録音は、音訳サークル「ひびきの会」に協力してもらっています。

2 対象者

視覚障害者

3 費用負担

無料

4 問合せ先

安城市社会福祉協議会 電話：0566-77-2941 ※事前に、電話連絡が必要です。

福祉電話（電話訪問・電話機の貸与）

1 内容

指定した曜日の朝に電話訪問で安否の確認をします。(電話訪問には所得税要件はありません。)
生計中心者の所得税が非課税の人で、電話機のない人には無料で電話機を貸し出します。(電話料金は本人負担)

2 対象者

- ・ひとり暮らし高齢者（認定者）
 - ・在宅重度身体障害者であって外出が困難である人
- ただし、65 歳以上のひとり暮らし高齢者については、安城市が実施している高齢者給食サービス事業を週3 回以上利用している人は対象外となります。
- ※生計中心者の所得税が非課税の人には電話料金基本料に相当する金額の補助があります。

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1 階）38 番 電話：0566-71-2225
市役所 高齢福祉課 高齢福祉係（北庁舎1 階）44 番 電話：0566-71-2223

緊急通報装置の貸与

1 内容

急病、けが、火災など緊急事態が起きたとき、ボタン操作などの簡単な方法で、24 時間、民間の事業者と連絡がとれる緊急通報装置を貸与します。

2 対象者

- ・75 歳以上のひとり暮らし高齢者（認定者）
- ・65 歳以上 75 歳未満で、要介護1 以上のひとり暮らし高齢者（認定者）
- ・65 歳以上の高齢者のみ世帯で、本人又は世帯員のいずれかが要介護1 以上の人
- ・65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、発作を伴う疾患のある人
- ・ひとり暮らしをしている心身に障害のある人

3 費用負担

固定型（固定電話に取付するもの）：無料 ・無線型（無線端末により通信を行うもの）：月額1,200 円

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1 階）38 番 電話：0566-71-2225
市役所 高齢福祉課 高齢福祉係（北庁舎1 階）44 番 電話：0566-71-2223

徘徊知的障害者（児）家族への支援

1 内容

徘徊の症状がみられる知的障害者（児）に対して所在が不明となったときに備え、位置情報を提供する機器を貸し出します。

2 利用対象者

療育手帳のある知的障害者（児）を在宅で介護している家族
※事前に、本人の写真を持って申請書を提出していただきます。

3 費用負担

情報受信料は無料。
ただし、緊急出動を要請すると、1回当たり 10,000 円（税別）の自己負担金がかかります。

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎 1 階）38 番 電話：0566-71-2225

災害時情報伝達手段「インターネット FAX（iFAX）」の利用

1 内容

災害時に市役所ファックスから障害者宅のファックスへ送信します。

2 利用対象者

聴覚障害者で身体障害者手帳 1～6 級所持者

3 費用負担

無料

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎 1 階）38 番 電話：0566-71-2225
※事前に、申請書の提出が必要です。

NET119 緊急通報システム

1 内容

NET119 は、スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるサービスです。聴覚や言語機能の障害によって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない通報をすることができます。

2 問合せ先

衣浦東部広域連合消防局 通信指令課 電話：0566-63-0138 FAX：0566-63-5731

電話リレーサービス

1 内容

聴覚や発話に困難のある方と、きこえる方との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。事前にアプリまたは郵送による登録が必要です。

2 登録対象者

聴覚障害者、発話に困難のある方。法人による登録も可能です。

3 費用負担

	月額料なしのプラン	月額料ありのプラン
月額料	無料	178.2 円/月
通話料（固定電話着）	16.5 円/分	5.5 円/分
通話料（携帯電話着）	44 円/分	33 円/分

※緊急通報、フリーダイヤルおよび着信は無料です。

※使用にはインターネットにつながる端末（パソコン、スマートフォン・タブレット）が必要となります。

4 問合せ先

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービス 電話：03-6275-0912 FAX：03-6275-0913



手話・文字チャット
でのお問い合わせ

[午前9時30分～午後5時 年末年始を除く]
<https://nfrs.or.jp/contact/>

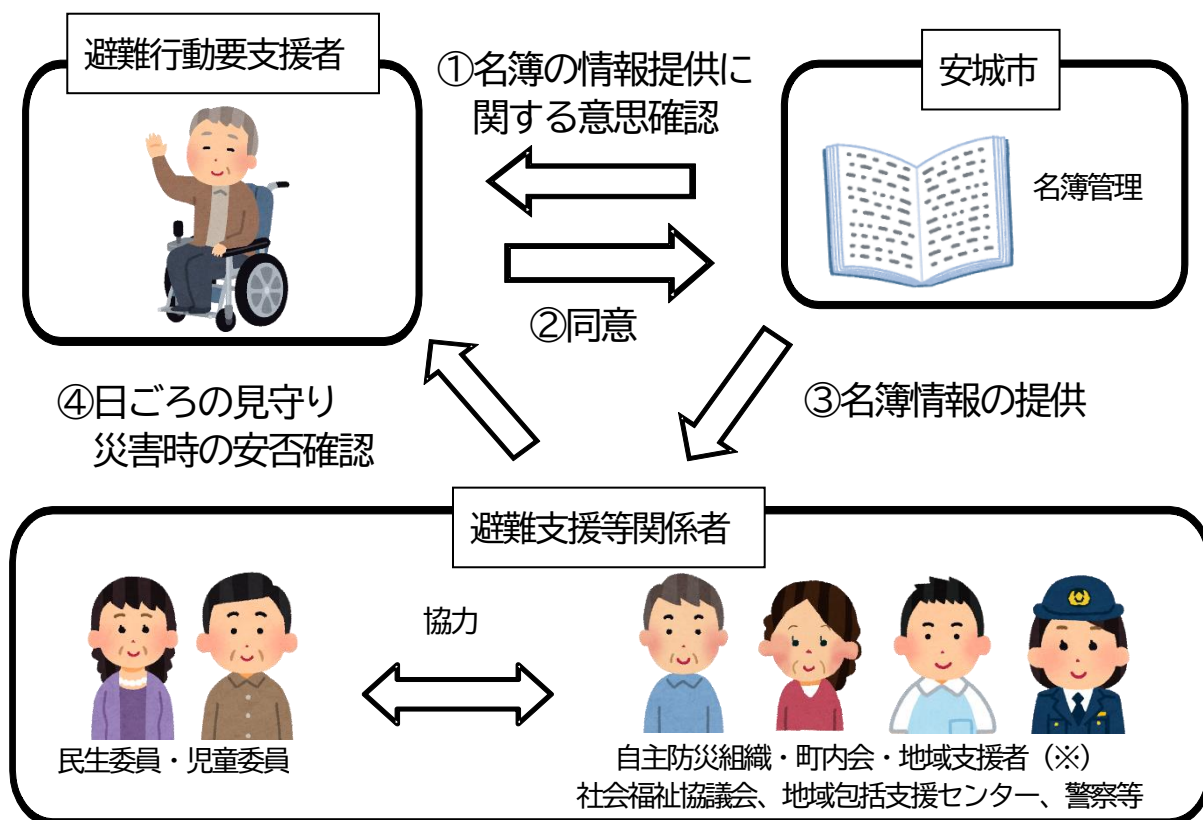
避難行動要支援者支援制度

「何かあったら…」に備えて

避難行動要支援者名簿の情報提供への同意をお願いします

災害対策基本法に基づき、安城市はひとり暮らしの高齢者や重度の障害がある人など、災害時の避難に支援を必要とする方（要支援者）の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。名簿を平常時から避難支援等関係者へ提供するには、ご本人に同意いただく必要があります。

あらかじめご自身の情報を避難支援等関係者に提供することで、地域での支援が受けやすくなるため、ぜひ同意をお願いします。



※地域支援者または避難サポーター…要支援者を支援していただける方。責任は伴いません。

1 対象者（要支援者）

高齢者	障害者
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者 ・認知症高齢者 ・寝たきり高齢者 ・要介護3～5 	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者（1～3級） ・視覚・聴覚障害者（1～2級） ・知的障害者（A判定） ・発達・精神障害者（1級） ・難病患者（身体障害者手帳第1種）

※在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象になりません。

※上記要件以外で災害時の避難に支援を必要とする方がいる場合は別途ご相談ください。

2 手続き

◆同意書の提出方法

「避難行動要支援者個別避難計画」に必要事項をご記入のうえ、地域の民生委員又は社会福祉課までご提出ください。

◆同意書提出後の流れ

情報提供に同意された方には民生委員がご自宅を訪問し「安心キット」(※)をお届けします。

また、名簿情報については、自主防災組織・町内会、地域の民生委員・地域支援者等へ情報提供させていただき、災害時における迅速な支援体制を整えることや、日ごろの声かけや見守り活動のために活用させていただきます。

◆(※)安心キットとは

災害時や病気等で、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要支援者が救急搬送される際に、救急隊員が必要な情報を確認し、速やかに医療機関に伝えることを目的とするものです。

お薬に関する情報やマイナンバーカードの写し等をキット(容器)に入れて冷蔵庫で保管し、緊急時に備えることができます。

日頃のお付き合い

情報提供に同意された方の名簿は、災害時における迅速な支援体制を整えておくために活用させていただきます。ただし、情報提供に同意されたとしても、災害の状況により、必ず支援を受けられるものではありません。要支援者の皆さんも、普段から積極的に隣近所の方や避難支援等関係者とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

3 窓口・問合せ先

市役所 社会福祉課 社会福祉係(北庁舎1階)40番 電話:0566-71-2262



生活

中途視覚障害者への生活訓練

1 内容

社会参加と自立更生に向けて歩行訓練士によるリハビリテーション（白杖を利用した歩行訓練と身辺処理や調理などの日常生活訓）を自宅とその周辺で行います。

2 対象者

中途視覚障害者 ※事前に、申請書の提出が必要です。

3 費用負担

無料（訓練中の公共交通機関の運賃、施設利用料等の経費は自己負担となります。）

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

寝具の洗濯・乾燥

1 内容

寝具の洗濯・乾燥サービスを毎月1回、無料で提供します。
（年4回水洗い・殺菌・乾燥、年8回殺菌・乾燥）

2 対象者

- ・ひとり暮らし高齢者（認定者）
- ・65歳以上のねたきり又は認知症高齢者
- ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人
- ・重度心身障害者

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225
市役所 高齢福祉課 高齢福祉係（北庁舎1階）44番 電話：0566-71-2223

鍵の預かり事業

1 内容

自宅の鍵を預かることで、安城市や安城市社会福祉協議会による安否確認を円滑化するサービスです。鍵の紛失時の開錠も対応します。

2 対象者

市内在住のひとり暮らし高齢者・障害者及び高齢者のみ世帯などで、身近に鍵の保管ができる親族等がない人

3 費用負担

無料

4 問合せ先

安城市社会福祉協議会 ふれあいサービスセンター（社会福祉会館内）
電話：0566-72-0123（日・月曜定休）

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方（以下「本人」といいます。）の財産管理、介護サービス利用契約、施設利用契約などを、後見人等が代わりに行うことにより、本人の権利を保護し、日常生活を法律的に支援する制度です。

1 成年後見制度とは

成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

◆法定後見制度

判断能力が不十分になった場合に、本人、配偶者又は4親等内の親族等が家庭裁判所に申立てをすることで、判断力の程度に応じて「後見人」、「保佐人」又は「補助人」を選任します。なお、安城市に在住の方（注1）は、岡崎の家庭裁判所（名古屋家庭裁判所岡崎支部）に申立てをする事となります。

◆任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、予め後見人を選任し契約しておく制度です。この契約は、公証役場において公正証書により締結します。（注1）入院等で安城市外にいる場合は、その地区の管轄の裁判所で申立てをすることとなります。

2 審判請求費用助成

家庭裁判所に成年後見等開始の審判請求をされた方（以下「申立人」といいます。）で、収入や資産等の状況から、費用を負担することが困難と認められる方に対し、助成を行います。

■対象者

審判の対象者（成年被後見人等になる予定の方。以下「審判対象者」といいます。）の申立人であって、審判対象者及び申立人のいずれもが、生活保護受給中又は、市民税非課税世帯で収入や資産が基準（注2）内の方等

■助成額

住民票等の発行手数料、登記手数料、診断書手数料等、成年後見等開始の審判の申立てに要する費用

■申請期間

成年後見等開始の審判の確定日から起算して、60日以内です。

■必要書類

- (1) 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し
 - (2) 審判が確定したことの分かる書類（登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等）
 - (3) 審判が確定した後に、家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
 - (4) 審判の請求に係る費用を支払ったことを証する書類（領収書、切手等返還書、鑑定費用保管金受領書等）
 - (5) 助成対象者であることを確認できる書類
- (注2) 収入・資産の基準…次のいずれにも該当する方

◆世帯の年間収入 [単身世帯] 150万円

[その他世帯] 世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

◆世帯の預貯金等の額 [単身世帯] 350万円

[その他世帯] 世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

◆日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

3 報酬費用助成

収入や資産等の状況から、家庭裁判所の審判により決定した成年後見人等の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は、一部を助成します。

■対象者

成年被後見人等であって生活保護受給中又は、市民税非課税世帯で収入や資産が基準内の方
※成年後見人等が、成年被後見人等の配偶者及び4親等以内の親族は助成対象外です。

■助成額

(1) 居宅の場合 1月当たり上限 28,000 円

(2) 施設入所等の場合 1月当たり上限 18,000 円

※報酬助成の対象期間は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間のうち、直近の 24 か月分までとします。(報酬費用助成の申請は、毎年家庭裁判所が報酬付与の決定をする都度申請できます)。

■申請期間

報酬付与の審判の確定日から起算して、60 日以内です。

■必要書類

(1) 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し

(2) 報酬付与の審判に係る審判書謄本の写し

(3) 成年後見人等事務報告書の写し

(4) 報酬付与の審判の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し

(5) 助成対象者であることを確認できる書類

4 安城市後見支援センター（安城市社会福祉協議会）

安城市社会福祉協議会では、成年後見制度に関する相談や、家庭裁判所への申立て手続きについての相談・助言を行っています。その他、成年後見制度に関する専門職による相談会や啓発活動も行っています。

安城市赤松町大北 78 番地 4 社会福祉会館 電話：0566-77-0284

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係 電話：0566-71-2225

障害のある人を対象とした貸付

1 内容

■福祉費

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。貸付は世帯単位で、原則、未払い・未契約の費用が対象です。

■生業費

事業継続・拡張及び新規開業に必要な経費、営業用自動車の購入費の貸付を行います。

■技能習得・生計

生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能習得の経費、障害者世帯で日常生活の便宜を図るために必要な運転免許取得経費、技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行います。

■住宅増改築・補修費

日常生活の便宜上必要な小規模の住宅等の改修・設備に要する経費、住宅の増改築、拡張、補修、保全のために必要な経費、公営住宅を譲り受ける経費の貸付を行います。

■福祉用具等購入費

日常生活に必要な高額福祉用具の購入に必要な経費の貸付を行います。

■障害者用自動車購入費

障害のある人の通園、通所、通院、通勤及び社会参加のための自動車購入費の貸付を行います。

■療養

負傷又は疾病の療養に必要な経費及び療養期間中の生計を維持するために必要な経費の貸付を行います。

■介護・障害

介護給付又は予防給付の対象となるサービスを受けるのに必要な経費、障害福祉サービス若しくは自立支援医療を受けるのに必要な経費又は補装具の購入・補修する経費の貸付を行います。

■住宅転移・給排水設備等設置

転居に際し、運送費、住宅の敷金礼金、不動産手数料などの前家賃に必要な経費、給排水設備、電気設備に必要な経費の貸付を行います。

■就職・技能習得等

就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費の貸付を行います。

2 問合せ先

安城市社会福祉協議会 電話：0566-77-0284

緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯に対し貸付を行います。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人がいる世帯

※償還の見込みがある世帯に限ります。

2 問合せ先

安城市社会福祉協議会 電話：0566-77-0284

※資金の貸付には相談面接、書類提出、地域の民生委員との面接が必要となり、愛知県社会福祉協議会の審査により決定します。

車いすの貸出

1 内容

車いすを貸し出します。

(貸出期間は1か月を限度とします。ただし、介護保険対象者は基本的に対象外となります。)

2 対象者

市内に住所を有し家庭での日常生活に支障があり、短期で車いすの利用が必要な人

3 費用負担

無料

4 問合せ先

社会福祉会館 電話：0566-77-2941

北部福祉センター 電話：0566-97-5000

中部福祉センター 電話：0566-76-0090

作野福祉センター 電話：0566-72-7570

総合福祉センター 電話：0566-77-7888

安祥福祉センター 電話：0566-73-5757

西部福祉センター 電話：0566-72-6616

明祥福祉センター 電話：0566-92-3641

桜井福祉センター 電話：0566-99-7365

車いす移送車（サルビア号）の貸出

1 内容

車いす使用者の移送に便利な車両を貸し出します。利用日数は、原則として同一月内で合計4日間（福祉センターの閉館日は除く）まで。事前に予約が必要です。（利用者負担あり）

【車両】普通車：10人乗り・6人乗り（各1台）、軽自動車：3人乗り（7台）

2 対象者

- ・市内に住所を有する人で、車いす使用者を移送する人
- ・市外に住所を有する人で、市内に住所を有する車いす使用者の親族
- ・市内の福祉団体及び福祉施設

3 費用負担

普通車は燃料費。軽自動車は利用距離に応じた燃料費。(通行料・駐車料その他の使用料は、利用者負担)

4 問合せ先

北部福祉センター	電話：0566-97-5000	中部福祉センター	電話：0566-76-0090
作野福祉センター	電話：0566-72-7570	総合福祉センター	電話：0566-77-7888
安祥福祉センター	電話：0566-73-5757	西部福祉センター	電話：0566-72-6616
明祥福祉センター	電話：0566-92-3641	桜井福祉センター	電話：0566-99-7365

訪問理容サービス

1 内容

理髪店に通うことが困難な障害者に対して、自宅に訪問し、散髪を行います。

※年間6枚まで

2 利用できる施設

安城市内の理髪店組合加入店

3 実施の条件

事前に、申請書の提出が必要です。日程調整などは各自で理髪店に行ってもらいます。

4 利用対象者

在宅で下肢・体幹1級の身体障害者手帳の交付を受けている人

5 費用負担

理容料金及び出張等の費用の額に相当する料金から市助成額(1,000円※)を控除した額

※非課税世帯の場合、市助成額は大人4,700円、中学生3,750円、小学生以下3,300円を上限とし、最低自己負担額は大人400円、中学生350円、小学生以下300円となります。

6 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎1階)38番 電話：0566-71-2225

青い鳥はがきの配付

1 内容

重度の身体障害者又は知的障害者の方は、郵便局からはがき(20枚)の配付を受けられます。

2 対象者

身体障害者手帳1～2級所持者、療育手帳A判定所持者

3 費用負担

無料

4 手続き

毎年4月1日から5月31日までの間に、該当手帳を持参してお近くの郵便局へ

5 問合せ先

お近くの郵便局(簡易局を除く)

郵便等による不在者投票

1 内容

在宅の重度身体障害者の方や障害者施設に入所中の方は、郵便等による不在者投票ができる場合があります。

2 問合せ先

安城市選挙管理委員会（安城市役所行政課内） 電話：0566-71-2208 FAX：0566-76-1112

ヘルプマークの配布

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

平成30年7月20日から、愛知県においても「ヘルプマーク」を県内一斉に配布しています。



1 配布場所

市役所障害福祉課及び市内各福祉センター窓口

2 配布条件等

- ◆義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方であればどなたでもご利用いただけます。
- ◆上記の窓口で、お一人につき1個、無償で配布します。
- ◆口頭での申出で可とし、障害者手帳、身分証明書の提示や申請書等の提出は不要です。
- ◆ご家族や支援者等の代理人による受取も可能です。その際にも、障害者手帳の提示等は不要です。
- ◆郵送による配布は行いません。
- ◆ヘルプマークには、ストラップが付いており、カバンなどに付けることができます。また、附属物のシールに必要な支援内容を記載し、マークの裏面に貼ることができます。

3 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

住まい

身体障害のある人の住宅リフォーム

1 内容

身体に重度の障害がある人が、段差解消など住環境の改善を行うために必要な経費のうち、30万円を限度に助成します。

2 利用対象者

下肢や体幹機能障害、視覚障害、乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害1～3級ただし、特殊便器への取替えは、上肢障害1～2級も可能です。

3 対象工事

浴室・便所・台所等の改修、手すりの取り付け、屋内外の段差の解消等

4 費用負担

価格に応じ定率一割負担（ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には支給対象外とする。なお、一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合とする。）

5 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係（北庁舎1階）39番 電話：0566-71-2259

◆改修工事を行う前に申請手続き等が必要です。

市・県営住宅の入居の優遇措置

1 内容

市・県営住宅では、一般世帯よりも優先して入居できるように優遇措置が取られている住宅もあります。

2 問合せ先

【市営住宅】 市役所 建築課 市営住宅係（北庁舎3階）65番 電話：0566-71-2240

【県営住宅】 三河住宅管理事務所 知立支所 電話：0566-84-5677

市・県営住宅の家賃の減免

1 内容

市・県営住宅に入居されている障害者世帯（単身者を含む）で、申請により所得月額に応じて家賃が、一部減免できます。

2 問合せ先

【市営住宅】 市役所 建築課 市営住宅係（北庁舎3階）65番 電話：0566-71-2240

【県営住宅】 三河住宅管理事務所 知立支所 電話：0566-84-5677

家具転倒防止器具取付事業

1 内容

地震発生時における家具の転倒による事故を防止するため、障害者世帯などを対象に家具を固定する器具の取り付けを無料で行い、安心して生活のできる環境を整備します。

2 実施の条件

事前に、申請書の提出が必要です。

- (1) 借家の場合は、器具の取り付けるときに、賃貸者の承諾が必要です。
- (2) 釘・ネジ・L型金具などを使用し、固定できること。
- (3) 取り付け後は、家具の移動や取り外しをしないこと。
- (4) 故意や過失によるものを除き、器具の取り付けによる損害の賠償をしないこと。
- (5) 災害時などに取り付け家具の転倒事故が発生しても市に補償等を請求しないこと。

3 利用対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、同居者にこれらの手帳の交付を受けていない 18 歳以上 65 歳未満の人がいない世帯
- ・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・ 65 歳以上の高齢者のみ世帯に属する人

4 対象となる家具

家の中でも利用頻度の高い寝室、居間等の家具(洋服ダンス、和ダンスや書棚など)

5 利用回数と利用時間

1 世帯につき年 1 回まで。作業日前に下見を行い、必要な器具と見積りの提示を行います。作業日の取り付けは、二人体制で行い、1 回当たり 2 時間以内とします。

6 取り付け業者

公益社団法人安城市シルバー人材センター

7 費用負担

無料。ただし、取り付け器具などの材料費は全額個人負担(生活保護世帯は除く。)となります。

8 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎 1 階) 38 番 電話：0566-71-2225

市役所 高齢福祉課 高齢福祉係(北庁舎 1 階) 44 番 電話：0566-71-2223

住宅用火災警報器取付事業

1 内容

火災発生時における逃げ遅れの防止のため、ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に台所と寝室(2階に寝室がある場合は、階段にも必要)に住宅用火災警報器を取り付け、安心して生活できる環境を整備します。

2 実施の条件

事前に申請書の提出が必要です。

- (1) 借家などの場合は、火災警報器を取り付けるときに、賃貸者の承諾が必要です。
- (2) 釘・ネジ・金具などを使用し、固定できること。 ※詳しくはお問合せください。

3 利用対象者

- ・身体障害者手帳 1 級～2 級又は療育手帳 A 判定を所持している人で、同居者にこれらの手帳の交付を受けていない 18 歳以上 65 歳未満の人がいない人
- ・ひとり暮らし高齢者(認定者)

4 利用回数

1 世帯につき最大 3 個まで

5 取り付け業者

公益社団法人安城市シルバー人材センター

6 費用負担

無料。ただし、取り外し、廃棄は自己負担になります。

7 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係(北庁舎 1 階) 38 番 電話：0566-71-2225

市役所 高齢福祉課 高齢福祉係(北庁舎 1 階) 44 番 電話：0566-71-2223

子育て

特別支援教育就学奨励費

安城市立小学校及び中学校の特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の普及を図ります。

1 対象者

- ①特別支援学級に在籍すること。
- ②通常学級に在籍し、かつ、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当すると教育委員会が認めること。
以下に該当するときは、支給の対象となりません。
 - ・児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所し、若しくは入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けているとき。
 - ・生活保護法第 6 条第 2 項の規定による要保護者であって、同法第 13 条に規定する教育扶助を受けているとき。
 - ・安城市就学援助条例による就学に必要な援助を受けているとき。

2 支給費目及び支給額（令和 8 年 4 月 1 日時点）

支給費目	支給額	
	小学校	中学校
学用品費等	485円/月	947円/月
校外活動費	実費の2分の1に相当する額 (支給限度額：800円)	実費の2分の1に相当する額 (支給限度額：1,115円)
通学費	実費に相当する額	実費に相当する額
修学旅行費	実費の2分の1に相当する額 (支給限度額：10,790円)	実費の2分の1に相当する額 (支給限度額：28,860円)
新入学児童生徒学用品費等	28,530円/年	31,500円/年

3 問合せ先

市役所 学校教育課 学事係（安城市教育センター3階） 電話：0566-71-2254

保育料軽減

障害のある人のいる世帯で階層区分が対象となる場合、保育料を軽減します。

1 対象者

- ①～④のいずれかに該当し、かつ市町村民税所得割額が 77,100 円以下の世帯の場合
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 国民年金の障害基礎年金等の受給者

2 問合せ先

市役所 保育課 入園係（本庁舎1階）6番 電話：0566-71-2228

こども発達支援センターあんステップ

保護者が発達に遅れや心配があるこどもの相談や支援を18歳まで継続して受けられるよう、ライフステージに応じた支援を提供します。

◆愛称

あんステップ

◆所在地

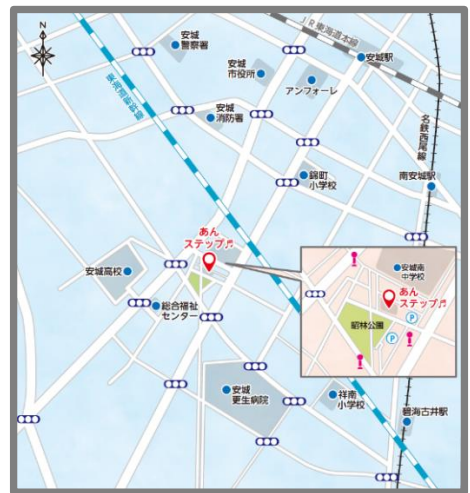
安城市城南町2丁目10番地3

◆連絡先

電話：0566-77-7795

FAX：0566-77-7785

(市役所 こども発達支援課 施設管理係)



■地域交流図書コーナー

どなたでもご利用できます。本の貸出・返却を行っています。育児やこどもの発達に関する本が充実しています。

休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

発達相談支援室

こどもの発達に関する悩みや心配を抱えたご家族に寄り添って、必要なアドバイスや適切な支援を提供します。

休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

■発達相談

相談支援専門員、保健師、社会教育指導員、臨床心理士等の専門職が相談に応じます。また、必要に応じて医師による専門的な助言が受けられます。

■就学相談

社会教育指導員、臨床心理士がこどもの小学校就学に心配のある保護者の相談を行います。こどもに適した就学先を一緒に考えていきます。

■訪問相談

保育園・幼稚園等からの依頼により、臨床心理士や作業療法士などが施設のスタッフに専門的な助言を行います。

■障害児(特定)相談支援

相談支援専門員が、障害福祉サービス等を利用するためのプラン（サービス等利用計画書）を作成します。

■1歳6か月児健診事後指導会(親子教室)

ことばや発達の遅れ、育児不安等のある親子に対し、集団指導を行います。

■保護者支援事業

保護者がこどもの特性や関わり方について理解し、前向きに子育てができるようペアレント・プログラムを実施します。

■学齢期支援事業

グループ活動を通して、自身の特性を理解することで自分らしく生活できるよう、ソーシャルスキルトレーニング教室を開催します。

■問合せ先

市役所 こども発達支援課 相談支援係 電話：0566-77-7796 FAX：0566-77-7785

やまびこルーム

集団療育や親子遊びを通して基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけ、親子ともに成長していくための支援を行います。

休業日：土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

■参加対象児

概ね1歳から就園前までで、発達に何らかの偏りや心配があり、保護者と共に参加できる市内在住の乳幼児

■事業内容

グループによる療育

■保護者負担金

無料

■問合せ先

市役所 こども発達支援課 療育係 電話：0566-77-7912 FAX：0566-77-7785

※利用を希望される方は、こども発達支援センターあんステップ[®]「発達相談支援室」(電話番号 0566-77-7796)にご連絡ください。

サルビア学園（児童発達支援センター）

■児童発達支援

(1) 事業内容

主に知的に遅れのあるこどもが、日々保護者のもとから通園し、日常生活に必要な基本的なことから身につけることができるよう指導育成し、社会生活への適応能力を養うことを目的とします。

(2) 入園対象児

保護者のもとから通園できる知的に遅れのある概ね3歳から就学前までのこども

(3) 休園日

日曜日・祝日、第2・4土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 定員

50人

■保育所等訪問支援

(1) 事業内容

保護者の依頼により、地域の保育園等を利用している障害のあるこどもが集団生活に適應できるように支援します。

(2) 休業日

土曜日・日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

■保護者負担額

利用料の1割負担(無償化の対象)

※障害福祉サービス(障害児通所支援)になりますので、利用には受給者証が必要になります。

■問合せ先

市役所 こども発達支援課 通所係 電話：0566-77-7797 FAX：0566-77-7785

文化・芸術・スポーツ

障害者デイサービス（講座型）

教養・趣味等の講座を通じて障害者の生きがいを高めるとともに相互交流を図ります。

1 利用できる施設

総合福祉センター

2 利用対象者

原則として、市内に居住する18歳以上の障害者（介護者等の付添い可）

3 講座内容

絵画、陶芸、料理など

4 費用負担

原則として無料。ただし、教材費は実費負担あり。

5 問合せ先

総合福祉センター 電話：0566-77-7888

スポーツ大会の実施

次のスポーツ大会を開催しています。

■愛知県障害者スポーツ大会（県大会の開催）

■全国障害者スポーツ大会（選手の派遣）

■全国ろうあ者体育大会（選手の派遣）

■精神障害者スポーツ大会（県大会の開催）

問合せ先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

点字図書の貸し出し

1 内容

総合福祉センターの図書点字ライブラリーで点字図書の閲覧や貸し出しを受けられます。
点字図書の作成は、安城点訳サークル「きつつき会」に協力してもらっています。

2 利用対象者

視覚障害者

3 費用負担

無料

4 問合せ先

総合福祉センター 電話：0566-77-7888

安城市図書館（アンフォーレ）のサービス

1 内容

■郵送貸出サービス

図書館への来館が難しい方に郵送で貸出するサービスです。

- <対象者> 市内在住で身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
- <利用登録> 図書館受付、電話、FAX、電子メール ※郵送・代理の方でも可
- <郵送できる図書> 安城市図書館が所蔵する図書
- <貸出期間> 30日以内（郵送期間を含む）
- <郵送料> 貸出は図書館負担、返却は利用者様ご負担となります。
※点字図書は往復無料
※ただし、録音図書について、視覚障害の障害者手帳1級又は2級をお持ちの方は、往復無料

■サピエ図書館

文字を読むことが難しい方が自宅のパソコンから全国の点字図書や録音図書をダウンロードしたり、検索した資料を郵送で取り寄せたりできるネットワークです。

- <対象者> 市内在住で身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
- <利用登録> 図書館受付、電話、FAX、電子メール ※郵送・代理の方でも可
- <郵送できる図書> 点字図書、録音図書
- <貸出期間> 30日以内（郵送期間を含む）
- <郵送料> 貸出は図書館負担、返却は利用者様ご負担となります。
※点字図書は往復無料
※ただし、録音図書について、視覚障害の障害者手帳1級又は2級をお持ちの方は、往復無料

■対面朗読サービス

目の見えにくい方を対象に、図書館の本など希望する資料を1対1で読み上げます。

- <実施日> 毎月 第2・第4月曜日 午前10時から正午まで
- <場所> 図書館3階 対面朗読室
- <対象者> 目が見えにくい等の理由で、資料を読むのが困難な方
- <対象資料> 図書、新聞、雑誌など（持ち込み資料の読み上げも受付）
- <定員> 同時に2人まで
- <その他> 読み上げは、音訳ボランティア「安城ひびきの会」が実施します。事前申し込みは不要ですが、読み上げを希望する資料などありましたら、事前にアンフォーレ課までご連絡ください。

■点字図書・デージー図書等の貸し出し

点字図書や文字を読み上げてくれる録音図書（デージー図書）、LLブック等の図書を所蔵しています。

詳しくは、アンフォーレ課までお問合せください。

2 問合せ先

アンフォーレ課 図書サービス係 電話：0566-76-6111 FAX：0566-77-6066



障害福祉サービス等

障害福祉サービス等は、障害のある人や、指定の難病のある人が、地域で安心して暮らせるよう提供されるサービスです。

国の制度である「障害福祉サービス」、「障害児通所支援」と、市制度である「地域生活支援事業」があります。

1 手続き

障害福祉サービス等を利用するためには、事前の申請手続きが必要です。

①申請書の提出

安城市障害福祉課へ申請書を提出します。

②面接調査

心身の状況等に関する面接調査を行います。

③区分認定審査（障害支援区分の認定が必要な方のみ）

申請するサービスによっては、障害支援区分を判定するための審査会を開催する必要があります。障害支援区分は、面接調査結果と医師意見書に基づき判定されます。

④「サービス等利用計画案」の作成

申請者が自ら選択した相談支援事業者が、申請者から「サービスをどのように利用したいか」について意向を聴き取り、心身の状況にあったサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」を作成します。

⑤支給決定

サービス等利用計画案に基づき、市が、サービスの支給決定を行い、申請者に受給者証を交付します。

⑥利用契約

申請者は自ら選択したサービス提供事業者に対し、受給者証を提示し、サービス利用に関する契約を事業者と締結します。

⑦サービス利用

申請者は、受給者証に記載された支給量内でサービスを利用します。

※介護保険制度の優先

利用を希望される方が、介護保険の利用対象者である場合は、介護保険のご利用が優先されます。

2 利用に係る費用

原則としてサービスに係った費用の1割を、利用者が負担します。ただし、サービスを受ける障害者本人が属する世帯（注1）の市民税課税状況により、利用者負担が免除される場合があったり、上限月額が異なります。

所得区分	負担上限月額
生活保護受給者、市民税を課税されている者がいない世帯	0円
市民税を課税されている者の課税額の合計が28万円未満の世帯（居宅で生活する障害児）	4,600円
市民税を課税されている者の課税額の合計が16万円未満の世帯（居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者の場合）	9,300円
上記以外	37,200円

※注1 障害福祉サービス等の利用における「世帯」の範囲とは

- ・18歳未満の「障害児」の場合 ⇒住民票を同一にする方全て
- ・18歳以上の「障害者」の場合 ⇒本人及び配偶者のみ

3 サービスの種類

(1) 住宅系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	身体介護…入浴・排せつ・食事の介護など身体の介護を行います。 家事援助…調理・掃除・洗濯など家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時などに危険を回避するための支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出先での、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での問題がある人に、環境整備に必要な援助を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
訪問入浴	移動入浴車により自宅に浴槽を搬入し、入浴サービスを提供します。

(2) 通所系サービス

生活介護	常に介護が必要な人に、昼間に、施設で、排せつ・食事の介護・入浴や創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。（A型…雇成型）（B型…非雇成型）
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般企業に6ヶ月継続就労した人に、企業・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整を行うとともに、生活を営む上での相談・指導及び助言等の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護ができない場合に、短期間、施設へ入所します。
日中一時支援	日中における活動の場所を提供し、見守りなどを行います。
地域活動支援センター	創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進、日常生活に必要な訓練等を行います。
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難であると認められた障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適應のための支援を行います。

(3) 入所系サービス

施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常に介護が必要な人に、医療機関で、機能訓練・療養上の管理・看護・介護や日常生活の世話をを行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行います。

4 問合せ先

市役所 障害福祉課 障害給付係（北庁舎1階）39番 電話：0566-71-2259

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障害の重度化や、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制のことです。地域生活支援拠点等に求められる主な機能は、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

◆相談体制

次ページの指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に掲載されている相談支援事業所で相談を受けられます。また、精神障害のある人とそのご家族のための専用相談窓口があります。

精神障害者用電話相談窓口 電話：0566-95-3922（カサマイ）

◆緊急時の受け入れ

介護者の急病や障害者の状態変化等、障害者が自宅で介助等を受けることができない緊急時において、市内5か所の短期入所事業所で障害のある人に一時的な受け入れの対応を行っています。

◆自立生活体験事業（体験の機会・場）

「親亡き後」を見据えた将来的な自立や、病院・障害者支援施設から地域での生活への移行にあたって、一人暮らしの体験の機会・場を提供しています。

場所は、別郷町にある生活介護事業所「バストマトズ」の職員寮の一室を借りており、基本的な家具・家電は備え付けです。

◆専門的人材の確保・養成

重度化する障害に対応できる高度な専門知識を有する施設職員の確保・育成を行うため、基幹相談支援センター、安城市自立支援協議会が研修等を行っています。

◆地域の体制づくり

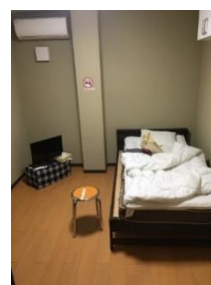
障害のある人が地域で暮らしていくために、必要な支援・サービスの調整、緊急時に必要に応じて関係機関への連絡等を行う地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。

また、地域生活支援拠点等コーディネーター、基幹相談支援センター、障害福祉サービス等を提供する事業所及び市が情報共有や課題検討を行っています。

【バストマトズ外観】



【体験部屋室内】



相談・その他

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者

市から指定を受けた特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、「サービス等利用計画」の作成を行います。障害福祉サービス等を利用するためには、「サービス等利用計画」の作成が必須となります。

また、障害のある人が日常生活上のお困りごとを相談する窓口としても、ご活用ください。

1 事業内容

- ・障害のある人が、その人にあったサービスを利用できるよう、サービス等利用計画を作成します。
- ・サービス利用の経過について、定期的にモニタリングを実施します。
- ・地域で暮らす障害のある人や、その家族からの相談に応じ、受けられるサービスの紹介を行い、必要に応じてサービス申請代行を行います。
- ・特定相談支援事業は、概ね18歳以上の障害のある人を対象とします。
- ・障害児相談支援事業は、概ね18歳未満の障害のある人を対象とします。

2 事業者一覧

市から指定を受けて、障害のある人の相談窓口として特定相談支援事業又は障害児相談支援事業を行っています。

安城市障害相談支援事業所 ふれあいサービスセンター

主たる対象者：身体・知的・精神障害者(概ね18歳以上)

所在地：赤松町大北78番地4 電話：0566-77-3121 FAX：0566-73-0437

相談支援事業所 あんステップ

主たる対象者：身体・知的・精神障害者(概ね18歳未満)

所在地：城南町2丁目10番地3 電話：0566-77-7796 FAX：0566-77-7785

相談支援事業所 むくもり

主たる対象者：知的障害者(概ね18歳以上)

所在地：赤松町北新屋敷112番地1 電話：0566-77-5222 FAX：0566-77-8666

グッド相談支援事業所

主たる対象者：身体・知的・精神障害者(概ね18歳以上)

所在地：桜井町咽首195番地 電話：0566-91-6562 FAX：0566-91-6592

ひだまり

主たる対象者：精神障害者(概ね18歳以上)

所在地：朝日町22番3号 電話：0566-91-0239 FAX：0566-91-8860

Root of holy(ルート オブ ホーリー)

主たる対象者：身体・知的・精神障害者(全年齢)

所在地：横山町大山田中48番地7 電話：0566-72-5811 FAX：0566-72-5839

相談支援事業所 FACE（フェイス）

主たる対象者：身体・知的・精神障害者（全年齢）

所在地：尾崎町郷西57番地 電話：0566-97-1333 FAX：0566-97-1334

カサマイ

主たる対象者：身体・知的・精神障害者（全年齢）

所在地：御幸本町1番8号 御幸ビル303号室 電話：0566-95-3922 FAX：050-3172-8270

たいよう

主たる対象者：精神障害者（概ね18歳以上）

所在地：御幸本町11-27 第二大嶽ビル405 電話・FAX：0566-72-1188

かなめ

主たる対象者：知的・精神障害者（概ね18歳以上）

所在地：三河安城南町1丁目15-8 サンテラス三河安城6階 電話：070-7525-0566

高次脳機能障害相談センター笑い太鼓安城

主たる対象者：精神障害者（全年齢）

所在地：御幸本町1番8号 御幸ビル307号室 電話：080-9184-3078

相談支援事業所ひむか

主たる対象者：身体・知的・精神障害者（全年齢）

所在地：城ヶ入町団戸118-1 ストーンリバービレッジ203 電話：080-5771-6547

地域活動支援センター（陽なた）

「地域活動支援センター陽なた」は、主に精神障害のある方が日中利用できる場所です。

営業日：毎週火曜日から土曜日

【陽なた外

観】

（年末年始等で休止となる場合もあります）

営業時間：午前10時から午後5時まで

※営業日時については、事業所の都合で変更となる場合があります。

所在地：朝日町22番3号 電話：0566-91-1082



職業相談・職業訓練・就職支援

職業相談や職業紹介など、就労に関する相談を行います。また、安城市では(株)D&Iと連携協定を締結し、テレワークによる就労支援を行っています。詳しくは市役所障害福祉課までご相談ください。

■愛知障害者職業センター 電話：052-218-2380 FAX：052-218-2379

■刈谷公共職業安定所専門援助部門（ハローワーク）電話：0566-21-5298 FAX：0566-21-6163

■西三河南部西障害者就業・生活支援センター 電話：0566-70-8020 FAX：0566-70-8511

■市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

障害者差別（合理的配慮）

障害者差別解消法により、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供が求められています。

1 不当な差別的取扱いの禁止

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しています。

2 合理的配慮の提供

役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

◆連絡先・相談先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

障害者虐待

「障害者虐待」とは、障害者に対して、身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など、障害者福祉施設などの職員、勤務先の経営者などが行う行為です。

虐待を受けた障害者は、市役所障害福祉課に届け出てください。また、障害者を受けたと思われる障害者を見た人は、速やかに市役所障害福祉課（又は愛知県）に通報しなければなりません。

◆連絡先・相談先

市役所 障害福祉課 障害福祉係（北庁舎1階）38番 電話：0566-71-2225

安城市社会福祉協議会 ふれあいサービスセンター 電話：0566-77-3121

障害者虐待防止法

が平成24年10月1日に施行されました。

この法律では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、通報を義務付けています。通報等の窓口は「障害者虐待防止センター」である安城市役所障害福祉課です。皆さんの温かい見守りで、障害のある人を虐待から守りましょう。



しない！ させない！

障害者虐待の例

- 身体的虐待
殴る、けるなどの暴力を与える行為
- 性的虐待
性的な行為やその強要
- 心理的虐待
脅し、侮辱などの言葉や無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える行為
- ネグレクト
身辺などの世話をしない行為
- 経済的虐待
無断で本人の財産や年金を使ったり、不当に金銭の使用を制限する行為

障害者からのサイン

- 体に傷やあざがしばしばある
- おびえたり、攻撃的な態度や自傷行為がある
- 汚れたままの着衣など、衛生状態が悪い
- 生活に必要な金銭を渡されていない



通報等の受付窓口 安城市役所 障害福祉課 Tel 71-2225
Fax 74-6789

※なお、障害者の虐待防止やその他障害者に関するご相談は、安城市社会福祉協議会 ふれあいサービスセンターまで (Tel 77-3121)

資料

障害者に関する主なマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

1 障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。



2 身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



3 聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



4 盲人を表示する国際マーク

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。



5 耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



6 ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

補助犬の同伴受け入れについて、施設や商店の利用者の皆さんに知っていただくためのツールとして、このマークの入ったステッカーを、希望する事業所にお渡ししています。希望する場合は市役所障害福祉課（電話：0566-71-2225）までお問合せください。



7 「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS シグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで、視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



8 オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



9 ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。



10 障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。



11 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

このマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



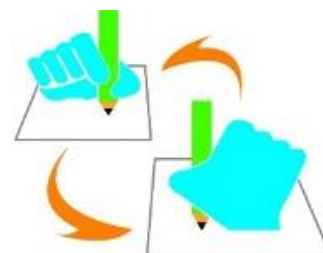
12 手話マーク

手話を必要としている人からの提示の場合は「手話で対応をお願いします。」、施設の窓口等で提示することで「手話で対応する」、「手話でコミュニケーションできる人がいる」こと等を示すマークです。



13 筆談マーク

筆談を必要としている人（ろう者、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が筆談での対応を求める場合や、施設窓口等に設置することで「筆談で対応する」ことを示すマークです。



安城市手話言語条例

安城市では、手話は言語であると認識し、全ての市民が地域の一員として相互に理解を深め合うため、「安城市手話言語条例」を制定し、分かり合い、認め合い、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目指しています。



手話 は言語です。

手話は、日本語を手の動きや表情に変えて表現をしていると思われることがありますが、日本語と異なる言語で、独自の語彙や文法体系を持っている**言語**です。

日本語や英語など様々な言語があるように、手指の動きや表情を使って概念や意思を**視覚的に表現する非音声言語**です。



手話を身近に感じてもらえるよう、日常会話で使える手話や季節に合った手話を動画で紹介しています。

皆さんもぜひ手話に触れて、コミュニケーションを楽しんでください。



安城市こころのバリアフリー啓発動画 公開中！

こころのバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。



サンドアートと実写のミックス構成



QRコードを読み込んで動画チェック！



安城市 こころのバリアフリー



「安城市 こころのバリアフリー」で検索！

安城市障害福祉ガイドブック

令和8（2026）年4月発行

編集・発行 安城市役所 障害福祉課

〒446-8501

愛知県安城市桜町18番23号

電話：0566-71-2225

FAX：0566-74-6789

メール：shofuku@city.anjo.lg.jp